

令和 7 年度

鹿児島県水防計画書

鹿児島県

主 要 電 話 番 号 一 覧 表

国 土 交 通 省	本 省	代表 03-5253-8111	鹿 児 島 県	鹿児島地域振興局 建設部	直通 099-805-7307
	治水課	マイクロ 80-35554		土木建課 日置市駐在機関	直通 099-273-3452
	防災課	直通 03-5253-8457 マイクロ 80-35738		南薩地域振興局 建設部	直通 0993-52-1373
	九州地方整備局	代表 時間内 092-471-6331 時間外 092-471-6340		土木建築課 指宿市駐在機関	直通 0993-22-2382
	川内川河川事務所	代表 0996-22-3271		北薩地域振興局 建設部	直通 0996-25-5548
	大隅河川国道務所	代表 0994-65-2541		土木建築課 出水市駐在機関	直通 0996-63-3121
	鶴田ダム管理所	マイクロ 773-332 直通 0996-59-2030		甕島支所	代表 09969-2-0016 直通 09969-2-0062
	鹿児島国道事務所	時間内 099-216-3855 時間外 099-216-3111		始良・伊佐地域振興局 建設部	直通 0995-63-8351
	鹿児島地方気象台	099-250-9912		土木建築課 伊佐市駐在機関	直通 0995-23-5164
	鹿児島県警察本部	099-206-0110		大隅地域振興局 建設部	直通 0994-52-2176
関 係 官 署	陸上自衛隊 第12普通科連隊	0995-46-0350		土木建築課 曾於市駐在機関	直通 099-482-0481
	海上自衛隊 第一航空群	0994-43-3111 内線 時間内 2218 時間外 2222		河川港湾課 志布志市駐在機関	直通 099-473-1651
	NTT西日本v鹿児島支店	099-227-9689		熊毛支庁 建設部	直通 0997-22-1136
	N H K	099-805-7000		屋久島事務所 建設課	直通 0997-46-2211
通 信 ・ 報 道 関 係 機 関	M B C	099-254-7111		大島支庁 建設部	直通 0997-57-7332
	K T S	099-258-1111		瀬戸内事務所 建設課	直通 0997-72-2111
	K K B	099-251-5111		喜界事務所	直通 0997-65-2091
	K Y T	099-285-5575		徳之島事務所 建設課	直通 0997-82-1251
	青 潮 会	代表 099-286-2111 直通 099-286-2120		沖永良部事務所 建設課	直通 0997-92-0039
	本 庁	代表 099-286-2111			
	災害対策課	マイクロ 89-779-9855 直通 099-286-2276			
鹿 児 島 県	河川課	マイクロ 89-779-9841 直通 099-286-3590 099-286-3593			

(注) マイクロ電話は鹿児島県設置のものは
最初の番号は91で使用する。

〔 例：国土交通省治水課
80-35554→918035554 〕

令和7年度 鹿児島県水防計画書 目次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	水 防 組 織	4
第 3 章	重 要 水 防 箇 所 等	10
第 4 章	気 象 注 意 報 ・ 警 報 の 発 表 及 び 諸 観 測 の 通 報	11
第 5 章	水 防 警 報	21
第 6 章	洪 水 予 報	40
第 7 章	水 位 情 報	59
第 8 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	66
第 9 章	ダムの洪水調節と通報	73
第 10 章	出動・監視・警戒及び水防作業	86
第 11 章	通 信 連 絡 及 び 輸 送	91
第 12 章	避 難 の た め の 立 退 き	99
第 13 章	費 用 負 担 と 公 用 負 担	100
第 14 章	水 防 解 除	102
第 15 章	水 防 報 告 と 水 防 記 録	103
第 16 章	水 防 管 理 団 体 の 水 防 計 画	106
第 17 章	協 力 及 び 協 定	107
第 18 章	水 防 施 設 及 び 水 防 器 具	109
第 19 章	水 防 標 識 ・ 信 号 及 び 身 分 証 票	111
第 20 章	水 防 訓 練	113

別表

1	重要水防箇所	別- 1
2	水防箇所	別- 80
3	交通途絶予想箇所一覧表	別- 81
4	雨量観測所一覧表	別- 100
5	水位観測所一覧表	別- 108
6	潮位観測所一覧表	別- 113
7	風向風速観測所一覧表	別- 114
8	潮汐表	別- 115
9	雨量情報・河川水位情報テレホンサービス電話番号	別- 120
10	災害時防災関係機関一覧表	別- 121
11	非常無線通信取扱機関一覧表	別- 126
12	水防倉庫及び防災ステーション一覧表	別- 132
13	県水防備蓄資器材一覧表	別- 139
	鹿児島県水防協議会条例	別- 142
	鹿児島県水防協議会委員・幹事名簿	別- 143
	(参考) 水防に関する気象警報等	別- 145

第 1 章 総 則

I 目 的

この計画は、鹿児島県における防災計画の一つとして、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管下の各河川、湖沼、海岸の洪水、内水、高潮、津波による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため水防の万全を図ることを目的とする。

II 定 義

1 鹿児島県水防本部

鹿児島県内における水防を統轄するために必要と認められた間、第2章のIの3により設置されるものをいう。

2 水防管理団体

水防の責任を有する市町村をいう。

3 指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある団体で、知事が指定した次に掲げる27団体をいう。

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、志布志市、南九州市、伊佐市、さつま町、湧水町、姶良市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、徳之島町、天城町

4 水防管理者

水防管理団体である市町村の長をいう。

5 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定による消防の機関をいう。

6 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

7 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。

8 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、第5章により発令する警報をいう。

9 水防団待機水位

各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

10 氾濫注意水位

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（水防法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

11 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。

12 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

13 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

III 水防の責任

1 水防管理団体の責任（水防法第3条）

市町村は、この計画に基づきその区域における水防を十分に果たすべき責任を有するものとする。

2 鹿児島県の責任（水防法第3条の6）

鹿児島県内における水防態勢の確立強化を図るとともに、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。

3 放送局、N T T、その他通信報道機関の義務（水防法第27条）

水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

4 一般県民の義務（水防法第24条）

常に気象状況、水防状況に注意し、水防管理者、水防団長又は消防機関の長から水防活動のため協力を求められた場合は、直ちにこれに従事しなければならない。

Ⅳ 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

Ⅴ 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の例

- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者や監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は水防団員の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、避難場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

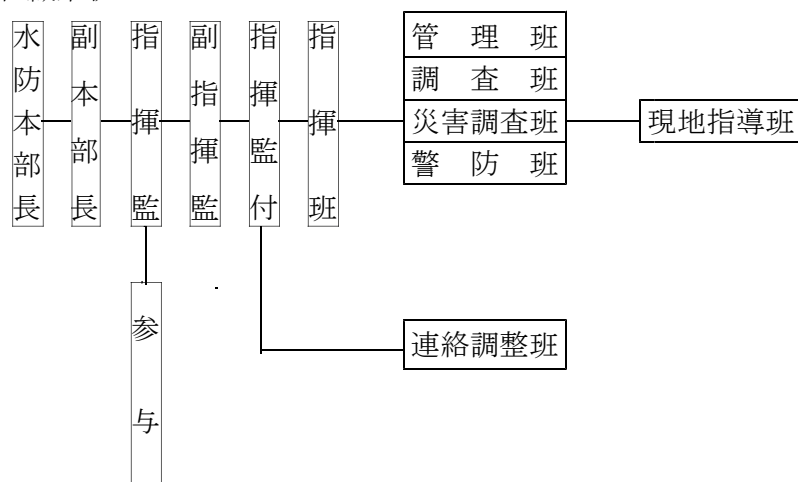
第 2 章 水 防 組 織

I 県の水防組織

水防に関係ある気象の予報，注意報，警報などにより，洪水，高潮，津波のおそれがあり，水防の必要を認めたときから，その危険が解消するまでの間，県は次の組織をもって水防事務を処理する。

水防本部は県庁内におき，水防業務の総括に当たる。ただし，鹿児島県災害対策本部が設置された場合は，同本部の土木対策部として水防業務の遂行に努めるものとする。

1 組織系統



2 事務分担

(1) 水防本部の事務分担

水防本部長	知事
副本部長	副知事
指揮監	土木部長
参与	建築技監
副指揮監	土木部次長
指揮監付	監理課長，道路建設課長，道路維持課長，河川課長，砂防課長， 港湾空港課長，都市計画課長，建築課長
指揮班長	河川課長

班 名	班 長	班 員	業 務
指揮班	河川課長	土木部各課長補佐， 技術補佐	水防業務全般にわたる指揮及び緊急対策
管理班	河川課管理係長	河川課管理係員	水防業務全般にわたる企画，水防資器材 及び気象情報の整備（雨量，水位，風 速，流量，潮位，気象情報の調査，記録 及び通報）
調査班	河川課災害係長	河川課災害係員	土木関係災害の速報，土木災害状況の記 録報告，災害応急復旧の調査費配分
災 害 調査班	河川課防災海岸係長 道路維持課維持補修係長 港湾空港課防災係長 砂防課砂防係長 建築課監察指導係長 建築課計画指導係長 建築課住宅政策室住宅企画係長	河川課防災海岸係員 道路維持課維持補修係員 港湾空港課防災係員 砂防課砂防係員 建築課監察指導係員 建築課計画指導係員 建築課住宅政策室住宅企画係員	河川，海岸災害の調査 道路の災害調査 港湾の災害調査 砂防の災害調査 宅造地の災害調査 建築物の災害調査 建築物の災害調査
警防班	河川課治水係長 河川課開発係長	河川課治水係員 河川課開発係員	水防工法の指導
連 絡 調整班	監理課企画調整係長	監理課企画調整係員	部内の連絡調整

本表に含まれない者は指揮監の指示により臨時に所要の業務を分担する。

(2) 現地指導班の事務分担

各地域振興局建設部長，北薩地域振興局建設部甕島支所長，北薩地域振興局建設部参事（出水市駐在），始良・伊佐地域振興局建設部参事（伊佐市駐在），大隅地域振興局建設部参事（曾於市駐在），大隅地域振興局建設部参事（志布志市駐在），各支庁建設部長，各支庁事務所建設課長，喜界事務所長は，その所属職員及び管理担当職員を指揮して，次の区域の水防指導及び現地調査を担当する。

班 名	所 在 地	班 長	水防指導区域
鹿児島地域振興局建設部	鹿児島市小川町	鹿児島地域振興局建設部長	鹿児島市，鹿児島郡，いちき串木野市，日置市
南薩地域振興局建設部	南さつま市加世田東本町	南薩地域振興局建設部長	枕崎市，南さつま市，南九州市，指宿市
北薩地域振興局建設部	薩摩川内市神田町	北薩地域振興局建設部長	薩摩川内市，薩摩郡
北薩地域振興局建設部 土木建築課出水市駐在機関	出水市昭和町	北薩地域振興局建設部参事（出水市駐在）	出水市，阿久根市，出水郡
北薩地域振興局建設部 甕島支所	薩摩川内市上甕町	北薩地域振興局建設部甕島支所長	薩摩川内市（甕島）
始良・伊佐地域振興局建設部	始良市加治木町諏訪町	始良・伊佐地域振興局建設部長	霧島市，始良市，始良郡
始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関	伊佐市大口里	始良・伊佐地域振興局建設部参事（伊佐市駐在）	伊佐市
大隅地域振興局建設部	鹿屋市打馬二丁目	大隅地域振興局建設部長	鹿屋市，垂水市，肝属郡，波見港
大隅地域振興局建設部 土木建築課曾於市駐在機関	曾於市大隅町岩川	大隅地域振興局建設部参事（曾於市駐在）	曾於市，志布志市（志布志港を除く。），曾於郡
大隅地域振興局建設部 河川港湾課志布志市駐在機関	志布志市志布志町帖	大隅地域振興局建設部参事（志布志市駐在）	志布志港
熊毛支庁建設部	西之表市西之表	熊毛支庁建設部長	西之表市，中種子町，南種子町
熊毛支庁 屋久島事務所建設課	屋久島町安房	熊毛支庁 屋久島事務所建設課長	屋久島町
大島支庁建設部	奄美市名瀬永田町	大島支庁建設部長	奄美市，大和村，龍郷町
大島支庁 瀬戸内事務所建設課	瀬戸内町古仁屋	瀬戸内事務所建設課長	宇検村，瀬戸内町
大島支庁 喜界事務所	喜界町赤連	喜界事務所長	喜界町
大島支庁 徳之島事務所建設課	徳之島町亀津	徳之島事務所建設課長	徳之島町，天城町，伊仙町
大島支庁 沖永良部事務所建設課	和泊町手々知名	沖永良部事務所建設課長	和泊町，知名町，与論町

(注) 以下，本計画において，各地域振興局建設部，北薩地域振興局建設部甕島支所，北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関，始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関，大隅地域振興局建設部土木建築課曾於市駐在機関，大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関，各支庁建設部，各支庁事務所建設課，喜界事務所を一括して「地域振興局建設部等」とし，各地域振興局建設部長，北薩地域振興局建設部甕島支所長，

北薩地域振興局建設部参事（出水市駐在），始良・伊佐地域振興局建設部参事（伊佐市駐在），大隅地域振興局建設部参事（曾於市駐在），大隅地域振興局建設部参事（志布志市駐在），各支庁建設部長，各支庁事務所建設課長，喜界事務所長を一括して「地域振興局建設部長等」とする。

3 水防本部の設置

気象、洪水、高潮、津波に関する注意報又は警報が発せられた場合及び降雨の状況等により災害の発生が予想され、その対策を要すると認めたときは、水防本部を設置する。

水防計画で定める水防本部員又は現地指導班員は、気象等の状況により水防本部の設置が見込まれる場合又は水防本部が設置された場合は、勤務時間外においても常にその所在を明らかにし、適時水防本部又は班長と連絡を取らなければならない。

II 水防管理団体の水防組織

1 水防組織

水防管理者は、管轄する区域の河川海岸等で水防を必要とするところを警戒防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関、水防団その他の必要な機関を組織しておくものとする。

2 水防事務組合の組織

地形その他の状況により、市町村が単独で水防の責任を果たすことが著しく困難な場合又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

3 水防協力団体

(1) 水防協力団体の指定

水防管理者は、次の各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他法人でない団体（事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの）を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

ア 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供

ウ 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

エ 水防に関する調査研究を行うこと。

オ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

カ ア～オに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 水防団等との連携

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

(3) 水防協力団体の監督等

水防管理者は、水防協力団体に対し、

ア 必要があると認めるときはその業務に関し報告させることができる。

イ 業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

ウ イの命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。

(4) 情報の提供等

国，都道府県及び水防管理団体は，水防協力団体に対し，その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

4 大規模氾濫減災協議会

知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会においては，毎年開催するなどして「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し，必要に応じて取組内容を見直すなど，協議会として取組内容の点検・改善を行い，防災，減災の取組を継続的に推進するものとする。

第 3 章 重要水防箇所等

I 重要水防箇所

管内の河川・海岸等で堤防の決壊，漏水，川の水があふれる等の危険が予想され，洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所であり別表 1 のとおりである。

II 水防箇所

管内の河川・海岸等の重要水防箇所外で沿川区域や沿岸区域のうち人口密度や土地利用の状況等の観点から保護すべき必要性の高いものと認められる箇所であり，別表 2 のとおりである。

III 主要道路における交通途絶予想箇所

管内の主要道路で河川の氾濫，浸水，高潮等により交通途絶が予想される箇所は，別表 3 のとおりである。

IV 土砂災害警戒区域等

管内の土砂災害の発生が予想される箇所は，鹿児島県土砂災害警戒区域等マップ（鹿児島県ホームページに掲載）のとおりである。

第 4 章 気象注意報・警報の発表及び諸観測の通報

I 水防活動用警報・注意報の発表と水防関係者の措置

1 水防活動に必要な予報及び警報の種類

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。（具体的な基準値は、別表の「（参考）水防に関する気象情報等」を参照。）

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害は発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象情報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（「大津波警報」の名称で発表する。）

2 県水防本部の措置

(1) 注意報発表に対する措置

ア 鹿児島地方気象台と連絡を緊密にし、鹿児島地方気象台の通報に基づいて、必要に応じて地域振興局建設部等やその他関係機関に注意報の種類、規模、日時その他必要な事項を連絡指示し、地域振興局建設部等やその他関係機関からの情報を取り、関係機関へ通報するものとする。

イ 注意報が発表されて必要と認められた場合は、河川課において別に編成した係長を長とする 1 個班は待機し、水防活動を行うものとする。

(2) 警報及び特別警報発表に対する措置

ア 鹿児島地方気象台と連絡を緊密にし、必要に応じて地域振興局建設部等やその他関係機関に警報について通報し、水防について万全を期するよう指示するものとする。また、地域振興局建設部等やその他の関係機関からの情報を取り、関係機関へ通報するものとする。

イ 警報又は特別警報が発表された場合は、河川課において別に編成した該当職員は待機し、水防活動を行うものとする。

ただし、待機の場合において、気象状況等により、その所定数を増減することができる。

3 現地指導班の措置

(1) 注意報の発表に対する措置

ア 注意報が発表されて必要と認められた場合、又は県水防本部から指示を受けたときは、直ちに管内の水防管理者その他関係機関に必要な連絡及び指示をする。

イ 特に大島支庁建設部及び各事務所建設課は、名瀬測候所と連絡を密にし、測候所の通報に基づき、その状況に応じて別命を待たず必要な措置を取ることができる。

(2) 警報及び特別警報の発表に対する措置

警報が発表された場合、又は県水防本部から指示を受けたときは、その状況を水防管理者その他関係者に急報し、その他の水防の策を立てるとともに、本部の編成に準じて別に編成した該当職員は待機し、水防活動を行うものとする。

ただし、地域の状況気象の状況等により、待機職員の所定数を増減することができる。

4 水防管理者の措置

水防管理者は、県水防本部又は所轄地域振興局建設部等から注意報又は警報並びに特別警報の通報を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは直ちに管内の水防団、消防機関及び水門の管理者等に必要な連絡をとり、水防活動態勢に入らせるとともに、管内の諸般の状況を県水防本部又は所轄地域振興局建設部長等に報告するものとする。

5 水門管理者の措置

水門管理者は、所轄地域振興局建設部長等又は水防管理者から注意報又は警報並びに特別警報の通知を受けたときは、直ちに工作物を点検し、常に水位の変動を監視し、必要な措置を取るとともに、その状況を所轄地域振興局建設部長等又は水防管理者に報告しなければならない。

6 排水ポンプ管理者の措置

各機場の操作規則及び細則に基づいて必要な体制及び措置を取るものとする。

(排水ポンプ場の名称・位置・排水能力・管理者等は次のとおり。)

排水ポンプ一覧表

河川・海岸名	名称	位置	台数	排水能力	管理者	連絡電話番号
川内川 (春田川)	向田排水機場	薩摩川内市 白和町	2台	$5\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 10.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (永田川)	永田排水機場	薩摩川内市 五代町	4台	$3.2\text{m}^3/\text{S} \times 4 = 12.8\text{m}^3/\text{S}$	薩摩川内市長	0996-23-5111
川内川 (高城川)	五代排水機場	薩摩川内市 五代町	2台	$0.45\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.90\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
	御崎山排水機場	薩摩川内市 五代町	2台	$0.40\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.80\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (新川)	高江排水機場	薩摩川内市 高江町	3台	$4.166\text{m}^3/\text{S} \times 3 = 12.5\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (新川)	長崎排水機場	薩摩川内市 高江町	2台	$2.5\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 5.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (銀杏木川)	銀杏木排水機場	薩摩川内市 宮内町	2台	$5.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 10.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (三堂川)	三堂川排水機場	薩摩川内市 天辰町	2台	$5.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 10.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (小倉川)	小倉排水機場	薩摩川内市 小倉町	2台	$2.5\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 5.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川	下田排水機場	薩摩川内市 宮里町	3台	$0.43\text{m}^3/\text{S} \times 3 = 1.3\text{m}^3/\text{S}$	薩摩川内市長	0996-23-5111
〃	平良排水機場	薩摩川内市 宮里町	2台	$3.25\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 6.50\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	八間川排水機場	薩摩川内市 高江町	2台	$1.5\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 3.0\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	田海排水機場	薩摩川内市 田海町	3台	$1.2\text{m}^3/\text{S} \times 3 = 3.6\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	中郷ポンプ場	薩摩川内市 中郷町	4台	$2.5\text{m}^3/\text{S} \times 4 = 10.0\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (中郷川)	山田島排水ポンプ施設	薩摩川内市 中郷町山田島	1台	$1.16\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川 (八間川)	高江排水ポンプ施設	薩摩川内市 高江町白浜	1台	$1.16\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川	久見崎排水ポンプ施設	薩摩川内市 久見崎町浜	1台	$0.3\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
〃	大小路排水ポンプ施設	薩摩川内市 大小路町実風	1台	$0.75\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川 (川畑川)	宮里排水ポンプ施設	薩摩川内市 宮里町川畑	1台	$0.25\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川	舟倉排水ポンプ施設	薩摩川内市 東郷町斧渕	1台	$0.36\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川 (下水流川)	東郷排水機場	薩摩川内市 東郷町船倉	2台	$1.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 2.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (樋脇川)	戸田排水機場	薩摩川内市 中村町	6台	$1.0\text{m}^3/\text{S} \times 6 = 6.0\text{m}^3/\text{S}$	薩摩川内市長	0996-23-5111
〃	瀬越排水機場	薩摩川内市 中村町	4台	$1.5\text{m}^3/\text{S} \times 4 = 6.0\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
樋脇川 (大谷川)	吉野山排水ポンプ施設	薩摩川内市 中村町吉野山	3台	$1.16\text{m}^3/\text{s} + 0.425\text{m}^3/\text{s} \times 2 = 2.01\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川 (隈之城川)	沖玉排水機場	薩摩川内市 宮崎町	2台	$0.60\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.20\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
〃	宮崎排水機場	薩摩川内市 宮崎町	2台	$2.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 4.0\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (隈之城川)	向田ポンプ場	薩摩川内市 若松町	4台	$2\text{m}^3/\text{S} \times 2 + 2.68\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 9.36\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
隈之城川	中福良排水ポンプ施設	薩摩川内市 中福良町橋口	1台	$0.75\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
〃	日暮西排水ポンプ施設	薩摩川内市 向田町日暮西	1台	$0.13\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
〃	矢倉排水ポンプ施設	薩摩川内市 勝目町上水ノ手	1台	$0.5\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
〃	隈之城排水機場	薩摩川内市 隈之城町	2台	$3.25\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 6.5\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
〃	隈之城第二排水機場	薩摩川内市 隈之城町	2台	$1.75\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 3.5\text{m}^3/\text{s}$	薩摩川内市長	0996-23-5111
〃	宮崎第二排水機場	薩摩川内市 宮崎町	2台	$1.55\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 3.10\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
〃	冷水排水ポンプ施設	薩摩川内市 冷水町餅田	1台	$0.25\text{m}^3/\text{s}$	〃	〃
川内川	中村排水機場	薩摩川内市 中村町	2台	$2.25\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 4.50\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
川内川 (平佐川)	平佐ポンプ場	薩摩川内市 平佐町	4台	$3.75\text{m}^3/\text{S} \times 4 = 15.0\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃

排水ポンプ一覧表

河川・海岸名	名称	位置	台数	排水能力	管理者	連絡電話番号
〃	日暮東排水ポンプ施設	薩摩川内市 向田町日暮東	1台	0.5m ³ /s	薩摩川内市長	0996-23-5111
〃	喜入排水ポンプ施設	薩摩川内市 平佐町喜入	1台	0.5m ³ /s	〃	〃
〃	草原排水ポンプ施設	薩摩川内市 平佐町草原	1台	0.5m ³ /s	〃	〃
〃	第2草原排水ポンプ施設	薩摩川内市 平佐町八間堂	1台	0.5m ³ /s	〃	〃
平佐川 (田崎川)	田崎排水ポンプ施設	薩摩川内市 田崎町小牟田池内	1台	0.5m ³ /s	〃	〃
川内川 (下鶴田川)	斧渚排水機場	薩摩川内市 東郷町斧渚	2台	2.5m ³ /S×2=5.0m ³ /S	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (田海川)	斧渚排水機場	薩摩川内市 東郷町小路	2台	0.65m ³ /S×2=1.3m ³ /S	薩摩川内市長	0996-23-5111
川内川 (倉野川)	倉野排水機場	薩摩川内市 樋脇町倉野	4台	1.0m ³ /S×4=4.0m ³ /S	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
高城川 (後牟田川)	城峯排水ポンプ施設	薩摩川内市 上川内町城峯	1台	1.16m ³ /s	薩摩川内市長	0996-23-5111
川内川	瀬口排水ポンプ施設	薩摩川内市 中郷町瀬口	1台	1.16m ³ /s	〃	〃
川内川 (丸池川)	丸池川排水機場	始良郡湧水町 木場	3台	2.5m ³ /S×2+5.0m ³ /S =10.0m ³ /S	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (竹下川)	竹下排水機場	始良郡湧水町 中津川	2台	1.0m ³ /S×2=2.0m ³ /S	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川	排水ポンプ車	薩摩郡さつま町 虎居	1台	1.0m ³ /S	川内川河川 事務所長	0996-22-3271
川内川 (樋寄川)	川添排水機場	始良郡湧水町 川添	2台	2.5m ³ /S×2=5m ³ /S	湧水町長	0995-75-2111
〃	門前排水機場	始良郡湧水町 川添	2台	0.6m ³ /S×2=1.2m ³ /S	湧水町長	0995-75-2111
〃	竹中排水機場	始良郡湧水町 川添	2台	0.8m ³ /S×2=1.6m ³ /S	湧水町長	0995-75-2111
川内川 (網津川)	網津排水機場	薩摩川内市 港町	6台	1.0m ³ /S×6=6m ³ /S	薩摩川内市長	0996-23-5111
原田川	湯島排水機場	薩摩川内市 湯島町	5台	1.33m ³ /S×3+4.0m ³ /S×2= 12.0m ³ /S	薩摩川内市長	〃
蘭牟田漁港	蘭牟田排水ポンプ施設	薩摩川内市 鹿島町蘭牟田	4台	0.58m ³ /s×4=2.32m ³ /s	薩摩川内市長	〃
—	大小路・中郷線 排水ポンプ施設	薩摩川内市 大小路町	2台	0.06m ³ /s×2=0.12m ³ /s	薩摩川内市長	〃
—	横馬場・田崎線 排水ポンプ施設	薩摩川内市 横馬場町春日	2台	0.075m ³ /s×2=0.15m ³ /s	薩摩川内市長	〃
—	岩下・焼山線 排水ポンプ施設	薩摩川内市 港町星原	2台	0.03m ³ /s+0.06m ³ /s=0.09 m ³ /s	薩摩川内市長	〃
—	天大橋下 排水ポンプ施設	薩摩川内市 東大小路町	2台	0.06m ³ /s×2=0.12m ³ /s	薩摩川内市長	〃
—	肥薩おれんじ鉄道下 排水ポンプ施設	薩摩川内市 大小路町	2台	0.08m ³ /s×2=0.16m ³ /s	薩摩川内市長	〃
荒切川	荒切川排水機場	薩摩川内市 里	2台	1.3m ³ /S×2=2.6m ³ /S	北薩地域振興局 甕島支所長	09969-2-0062
野口漁港	江内排水機場	出水市高尾野町 江内	3台	3.43m ³ /S×3=10.3m ³ /S	出水市長	0996-85-5108
犬童川	福之江排水機場	出水市汐見町	2台	4.0m ³ /S×2=8m ³ /S	出水市長	0996-67-3613
万之瀬川 (堀川) (境川) (岸元川)	宮崎排水機場	南さつま市 金峰町宮崎	2台	1.0m ³ /S×2=2m ³ /S	南さつま市長	0993-76-1613
	中津野排水機場	南さつま市 金峰町中津野	2台	0.875m ³ /S×2=1.75m ³ /S	南さつま市長	〃
	尾下排水機場	南さつま市 金峰町尾下	2台	1.5m ³ /S×2=3m ³ /S	南さつま市長	〃
万之瀬川 (堀川)	高橋排水機場	南さつま市 金峰町高橋	2台	2.5m ³ /S×2=5m ³ /S	南さつま市長	0993-76-1613
折口川	折多排水機場	阿久根市折口	2台	2.5m ³ /S×2=5m ³ /S	阿久根市長	0996-75-0478
大浦川	大浦第二排水機場	南さつま市大浦町	2台	1.75m ³ /S×2=3.5m ³ /S	南さつま干拓 土地改良区	0993-62-2006
肝属川	下小原排水機場	鹿屋市串良町 下小原	2台	3.25m ³ /S×2=6.5m ³ /S	鹿屋市長	0994-63-3113
肝属川 (串良川)	串良樋管	鹿屋市串良町岡 崎	1台	0.133m ³ /s×1=0.133m ³ /s	鹿屋市長	0994-63-3113
〃	岡崎第3樋管	鹿屋市串良町岡 崎	2台	0.133m ³ /s×2=0.266m ³ /s	鹿屋市長	0994-63-3113

排水ポンプ一覧表

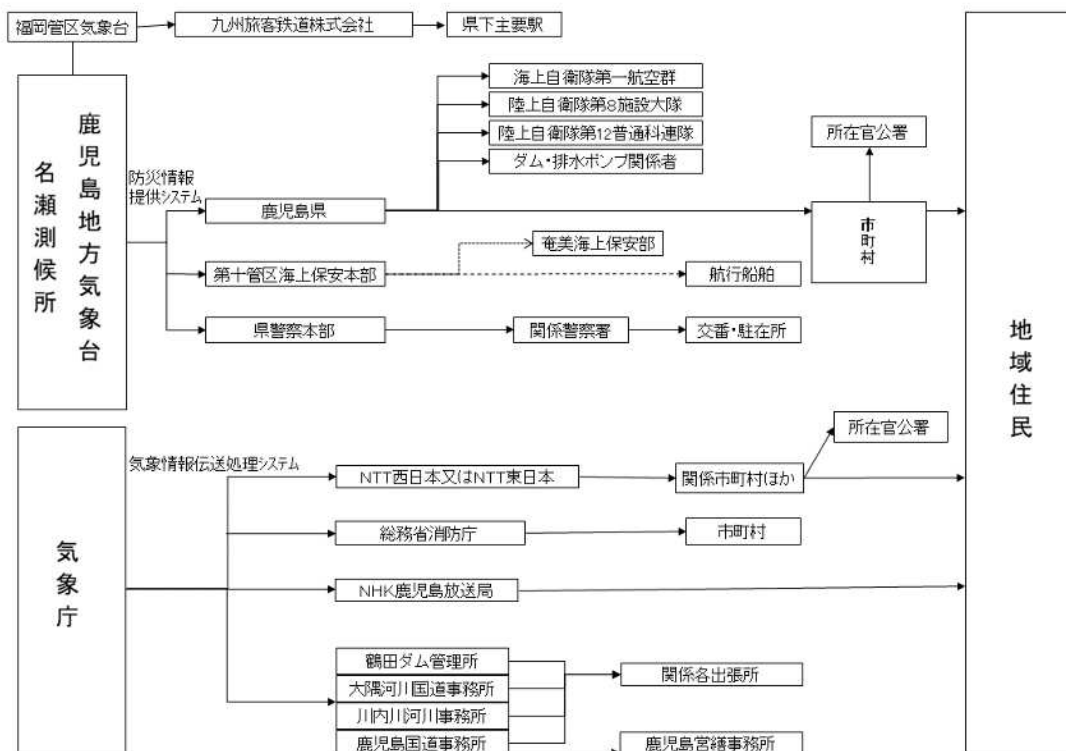
河川・海岸名	名称	位置	台数	排水能力	管理者	連絡電話番号
肝属川 (始良川)	川上樋管	鹿屋市吾平町麓	4台	$0.133\text{m}^3/\text{s} \times 4 = 0.533\text{m}^3/\text{s}$	鹿屋市長	0994-58-7111
肝属川 (串良川)	吉元排水機場	肝属郡東串良町 川西	2台	$2.1\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 4.2\text{m}^3/\text{S}$	東串良町長	0994-63-3126
〃	港原排水機場	肝属郡東串良町 川西	3台	$2.7\text{m}^3/\text{S} \times 2 + 0.5\text{m}^3/\text{S} = 5.9\text{m}^3/\text{s}$	東串良町長	〃
肝属川	川西排水機場	肝属郡東串良町 川西	6台	$1.0\text{m}^3/\text{S} \times 6 = 6\text{m}^3/\text{S}$	東串良町長	〃
花渡川	平田潟地区(1) 排水機場	枕崎市平田町	2台	$0.9\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.8\text{m}^3/\text{S}$	枕崎市長	0998-72-1111
〃	平田潟地区(2) 排水機場	枕崎市平田町	2台	$0.4\text{m}^3/\text{S} + 0.3\text{m}^3/\text{S} = 0.7\text{m}^3/\text{S}$	枕崎市長	〃
花渡川 (馬追川)	田畑地区排水機場	枕崎市立神本町	2台	$1.88\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 3.76\text{m}^3/\text{s}$	枕崎市長	〃
〃 (中洲川)	東鹿籠第一排水機場	枕崎市桜山町	2台	$1.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 2.0\text{m}^3/\text{S}$	枕崎市長	〃
〃 〃	東鹿籠第二排水機場	枕崎市寿町	2台	$0.35\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.7\text{m}^3/\text{S}$	枕崎市長	〃
天降川	府中排水ポンプ場	霧島市国分府中	6台	$1.27\text{m}^3/\text{S} \times 6 = 7.62\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	0995-45-5111
〃	姫城3号排水ポンプ場	霧島市隼人町姫 城	1台	$1.33\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
〃	日当山排水ポンプ場	霧島市隼人町 東郷	2台	$1\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 2\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
〃	姫城2号排水ポンプ場	霧島市隼人町内	2台	$0.75\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.5\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
〃	見次排水ポンプ場	霧島市隼人町 姫城	2台	$0.83\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.66\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
〃	西瓜川原排水ポンプ場	霧島市隼人町 姫城	2台	$0.5\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
〃	東郷排水ポンプ場	霧島市隼人町 東郷	2台	$0.75\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.5\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
〃	大津排水ポンプ場	霧島市隼人町内	2台	$0.45\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.9\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
ー	下井排水ポンプ場	霧島市国分下井	4台	$0.5\text{m}^3/\text{S} \times 4 = 2\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
ー	住吉新田排水機場	霧島市隼人町真 孝	2台	$2.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 4.0\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
ー	島津新田排水機場	霧島市隼人町真 孝	3台	$0.8\text{m}^3/\text{S} \times 3 = 2.4\text{m}^3/\text{S}$	霧島市長	〃
大里川	川南排水機場	いちき串木野市 大里	3台	$0.66\text{m}^3/\text{S} \times 3 = 2.0\text{m}^3/\text{S}$	いちき串木野市長	0996-36-3111
肝属川	茶円排水機場	鹿屋市吾平町下 名	6台	$1.08\text{m}^3/\text{S} \times 6 = 6.5\text{m}^3/\text{S}$	鹿屋市長	0994-58-7111
荒田川	荒田川排水機場	鹿児島市	3台	$6.3\text{m}^3/\text{S} \times 2 + 8.0\text{m}^3/\text{S} = 20.6\text{m}^3/\text{s}$	鹿児島地域振興 局	099-805-7307
和田川	和田雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.725\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.45\text{m}^3/\text{S}$	鹿児島市水道事業及 び公共下水道事業管理 者	099-803-8772 (雨水整備室)
和田川	東塩屋第1雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.725\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.45\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
和田川	東塩屋第2雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.500\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.00\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
和田川	東塩屋第3雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.005\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.01\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
和田川	東塩屋第4雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.050\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.10\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
甲突川	甲突雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.750\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 1.50\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
甲突川	甲突第1雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.200\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.40\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
甲突川	下荒田雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.300\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.6\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
清滝川	錦江雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.100\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.20\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
清滝川	塩屋雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.475\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.95\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
鴨池川	真砂雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$1.000\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 2.00\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
鴨池川	鴨池第1雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.350\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.70\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
鴨池川	鴨池第2雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.200\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.40\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃

排水ポンプ一覧表

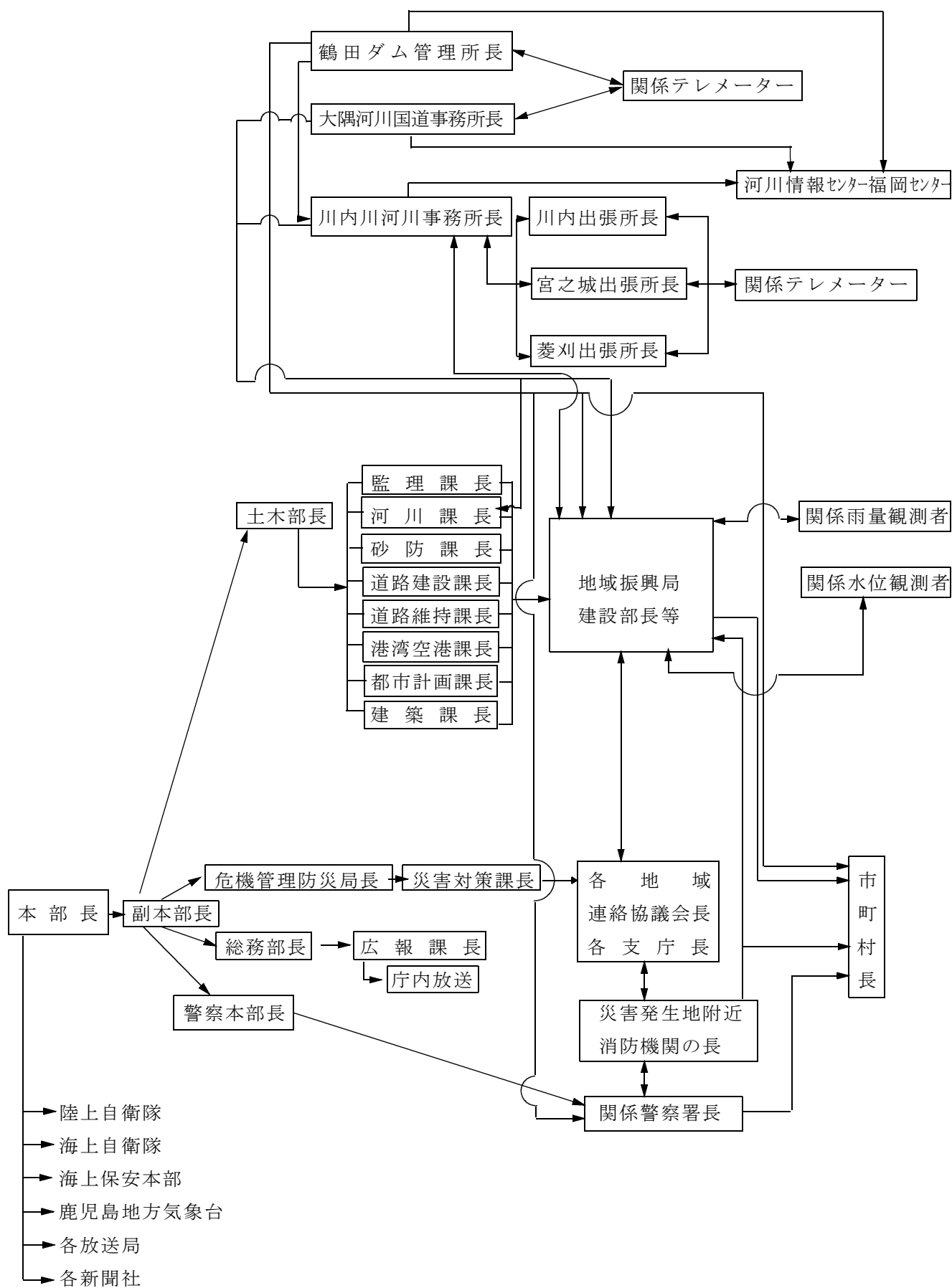
河川・海岸名	名称	位置	台数	排水能力	管理者	連絡電話番号
永田川	東清見第1雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.100\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.20\text{m}^3/\text{S}$	鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者	099-803-8772 (雨水整備室)
永田川	東清見第2雨水ポンプ場	鹿児島市	1台	$0.100\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
永田川	東清見第3雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.300\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.60\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
永田川	桜川第1雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.100\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.20\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
永田川	桜川第2雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.100\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.20\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
木下川	西塩屋第1雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.405\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.81\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
木下川	西塩屋第2雨水ポンプ場	鹿児島市	2台	$0.050\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.10\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
—	平馬場排水機場	鹿児島市	2台	$0.075\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.15\text{m}^3/\text{S}$	鹿児島市	099-293-2350
一湊川	一湊地区揚排水機場	熊毛郡屋久島町一湊	2台	$0.4\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 0.8\text{m}^3/\text{S}$	屋久島町長	0997-42-0100
川内川	排水ポンプ車	薩摩川内市天辰町麦田	1台	$1.0\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川事務所長	0996-22-3271
川内川	排水ポンプ車	伊佐市菱刈川南	3台	$0.5\text{m}^3/\text{S} \times 3 = 1.5\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川事務所長	0996-22-3271
川内川	排水ポンプ車	始良郡湧水町木場	3台	$1\text{m}^3/\text{S} \times 2 + 0.5\text{m}^3/\text{S} = 2.5\text{m}^3/\text{S}$	川内川河川事務所長	0996-22-3271
肝属川	排水ポンプ車	肝属郡肝付町前田	2台	$0.125\text{m}^3/\text{S} \times 8 = 1.0\text{m}^3/\text{S}$	大隅河川国道事務所長	0994-65-2541
肝属川	排水ポンプ車	肝属郡東串良町新川西	2台	$0.125\text{m}^3/\text{S} \times 4 = 0.5\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
串良川	排水ポンプ車	鹿屋市串良町岡崎	1台	$0.125\text{m}^3/\text{S} \times 8 = 1.0\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
始良川	排水ポンプ車	鹿屋市吾平町麓	2台	$0.083\text{m}^3/\text{S} \times 6 = 0.5\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
加世田川	市役所裏ポンプ場	南さつま市加世田川畑	2台	$1.4\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 2.8\text{m}^3/\text{S}$	南さつま市長	0993-76-1627
加世田川	竹田神社ポンプ場	南さつま市加世田武田	2台	$1.9\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 3.8\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
加世田川	永田ポンプ場	南さつま市加世田村原	2台	$2.3\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 4.6\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
万之瀬川	地頭所ポンプ場	南さつま市加世田地頭所	2台	$2.4\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 4.8\text{m}^3/\text{S}$	〃	〃
五反田川	塩田雨水ゲートポンプ場	いちき串木野市汐見町	2台	$1.2\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 2.4\text{m}^3/\text{S}$	いちき串木野市長	0996-36-3111
米ノ津川	住吉雨水ポンプ場	出水市住吉町	1台	$2.3\text{m}^3/\text{S}$	出水市長	0996-63-4136
鹿児島湾	潟山雨水ポンプ場	指宿市東方	2台	$1.5\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 3.0\text{m}^3/\text{S}$	指宿市長	0993-22-2111
鹿児島湾	新潟口雨水ポンプ場	指宿市大牟礼	3台	$4.0\text{m}^3/\text{S} \times 2 + 2.0 = 10.0\text{m}^3/\text{S}$	指宿市長	0993-22-2111
住用川	住用地区排水機場	奄美市住用町	2台	$1.25\text{m}^3/\text{S} \times 2 = 2.5\text{m}^3/\text{S}$	奄美市長	0997-69-2111

次のとおり。

気象情報伝達システム図



(2) 水防業務連絡系統図



Ⅱ 諸観測通報

1 雨量観測通報

- (1) 県水防本部は、気象状況により相当の降雨が予想されるときは、各地域振興局建設部等と緊密な連絡を取り、必要に応じ管内の雨量を報告させる。
また、必要に応じ鹿児島地方気象台と雨量に関する情報を相互に交換するものとする。
- (2) 県水防本部は、レーダー雨量計の活用により雨域の規模・動向等を把握し、必要に応じ関係地域振興局建設部等に情報を伝達するものとする。
- (3) 各地域振興局建設部等は、進んで本部と連絡を取り、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、管内雨量観測所より正確な資料を迅速に把握し、必要に応じ本部に通報しなければならない。
- (4) 地域振興局建設部長等が本部と通報する要領は、次のとおりである。
 - ア 最大 24 時間雨量 80 ミリメートル以上又は 1 時間雨量 30 ミリメートル以上を観測したときは、通報しなければならない。
 - イ 1 日の総雨量が 100 ミリメートルを超え、引き続き豪雨が予想されるときは、1 時間ごとに報告しなければならない。
 - ウ 雨が止んだときは、降り始めてからの総雨量を報告しなければならない。
 - エ ア～ウのほか、特に指示されたときも同様とする。
- (5) 管内の雨量観測所は、別表 4 のとおりである。
- (6) 鹿児島県河川砂防情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

2 水位観測通報

- (1) 水防管理者又は量水標管理者は、気象関係報道又は自らの判断で出水のおそれがあることを知った場合又は水防警報により出水の通知があった場合には、水位の変動を監視し、指定水位に達した時から直ちに所轄地域振興局建設部長等に通報しなければならない。
- (2) 地域振興局建設部長等は、(1)の通報を受けた場合は、直ちに県水防本部に報告するとともに、適切な措置を取らねばならない。
- (3) 地域振興局建設部長等は、次の場合に、観測場所、日時、水位増減の状況等について本部に通報するものとする。
 - ア 水防団待機水位に達した時から、その水位が下がるまでの間（1 時間ごと）
 - イ 氾濫注意水位に達した時
 - ウ 氾濫危険水位に達した時
 - エ 氾濫注意水位を下った時
 - オ 水防団待機水位を下った時

- (4) 量水標水位計の位置及び水防団待機，氾濫注意，氾濫危険水位は，別表 5 のとおりである。

3 潮位の観測通報

- (1) 県内の水位観測所は，量水標管理者が管理する水位観測所が 21 箇所ある。(別表 6 のとおり)
- (2) 管内の主な海岸地区の満潮時刻は，別表 8 のとおりである。

(3) 気象台及び放送局に対する通報

県水防本部は，水位又は潮位について各地域振興局建設部長等その他から通報を受けたときは，必要に応じ，鹿児島地方気象台及び各放送局に通報するものとする。

4 河川砂防情報システムによる情報

インターネットで河川水位や雨量，土砂災害危険度レベル等の情報提供を行っているほか，別表 9 のとおり電話での提供も行っている。

【PC 版】 <http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/>

【携帯電話版】 <http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/mobile/>

【スマートフォン版】 <http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/smart/>

5 インターネット及び i モードによる情報

国が河川情報を提供しているインターネット等のアドレスは，次のとおりである。

国土交通省

- ・川の防災情報【PC 版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC 版】 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】 <http://nowphas.mlit.go.jp>

第 5 章 水 防 警 報

I 水防警報の発表

国土交通大臣又は知事は、水防警報を行う河川が豪雨等により増水して水防団待機水位に達し、氾濫注意水位に達すると思われるとき、又は台風による高潮発生及び地震による津波発生のおそれがあるときは、直ちに水防警報を発表しなければならない。

II 水防警報の種類

種 類	内 容
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

待 機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、水防団待機水位・氾濫注意水位等にとらわれず、現地状況より判断し、水防警報を発表する。
準 備	
出 動	
解 除	

(注) 津波注意報・津波警報・大津波警報時に発表する水防警報は、住民の避難誘導等及び津波注意報・津波警報・大津波警報解除後の出水等に備えるもので、警報発表時に水防工法等の対策を行うものではない。

Ⅲ 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の通知においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭におくものとする。

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

Ⅳ 水防警報を行う河川

1 国土交通大臣が水防警報を行う河川

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名		区 域	
川内川	幹川 (上流)	左岸 右岸	宮崎県境より羽月川合流点まで
	幹川 (下流)	左岸 右岸	さつま町の高嶺川の合流点から海まで
	支川 綿打川	左岸 右岸	始良郡湧水町大字米永字坂元3368番の2地先町道橋から幹川合流点まで
	支川 羽月川	左岸 右岸	伊佐市大口大字里字大中免277番地から幹川合流点まで 伊佐市大口大字鳥巢字水流456番乙号の2地先から幹川合流点まで
	支川 隈之城川	左岸 右岸	薩摩川内市隈之城町大字隈之城字石間伏739番の2地先隈之城川鉄道橋から幹川合流点まで 薩摩川内市向田町大字向田字腰掛1265番の2隈之城川鉄道橋から幹川合流点まで
	支川 樋渡川	左岸 右岸	薩摩川内市東郷町大字斧渕七迫5014番の3地先から川内川合流点まで 薩摩川内市東郷町大字斧渕字榎木田7863番地先から川内川合流点まで
肝属川	幹川	左岸 右岸	鹿屋市祓川町3947番地先の県道橋から海まで
	支川 串良川	左岸 右岸	鹿屋市串良町細山田水洗801番の口の地先から幹川への合流点まで 鹿屋市串良町細山田川久保4130番の1地先から幹川への合流点まで
	支川 高山川	左岸 右岸	肝属郡肝付町大字前田字田布尾323番の1地先から幹川への合流点まで 肝属郡肝付町大字新富字築ヶ城7737番の5地先から幹川への合流点まで
	支川 始良川	左岸 右岸	鹿屋市吾平町上名水流4909番の2地先県道橋から幹川合流点まで 鹿屋市吾平町上名西方高迫5684番の3地先県道橋から幹川合流点まで
	支川 下谷川	左岸 右岸	鹿屋市新栄町13番地先の市道橋から幹川合流点まで 鹿屋市新栄町12番地先の市道橋から幹川合流点まで

(2) 水防警報発表者

河川名	発令者
川内川	川内川河川事務所長
肝属川	大隅河川国道事務所長

(3) 水防警報の対象とする水位観測所

河 川 名	観測 所名	地 先	位 置	水防団 待機水位	氾 濫 注意水位	計画高 水 位	観測所地点の 現堤防高
川 内 川	吉 松	始良郡湧水町川西	幹川右岸 96,350	m 4.60	m 5.50	m 8.30	m 10.22
川 内 川 支川綿打川	栗野橋	始良郡湧水町木場	幹川左岸 87,850	3.80	4.40	7.15	9.90
川 内 川	宮之城	薩摩郡さつま町 虎居	幹川右岸 37,700	4.00	5.20	8.74	10.35
川 内 川	倉野橋	薩摩川内市東郷町 南瀬	幹川右岸 26,000	6.30	7.60	11.53	11.90
川 内 川 支川隈之城川 支川樋渡川	川 内	薩摩川内市 東大小路町 1042	幹川右岸 12,100	4.20	4.70	6.99	9.00
川 内 川 支川羽月川	花 北	伊佐市菱刈下手	幹川合流点から 左岸 3,200	4.30	5.10	7.50	9.30
肝 属 川	俣 瀬	肝属郡東串良町 大字川西俣	河口より 3,880	2.80	3.80	5.63	9.00
肝 属 川	王子橋	鹿屋市王子町	河口より 20,450	2.30	3.20	5.22	6.12
肝 属 川 支川串良川	豊 栄	肝属郡東串良町 大字池之原豊栄	幹川合流点より 3,460	2.10	3.70	5.65	7.20
肝 属 川 支川高山川	高山橋	肝属郡肝付町大字 新富	幹川合流点より 2,280	3.30	4.60	6.82	9.50
肝 属 川 支川始良川	始良橋	鹿屋市吾平町麓	幹川合流点より 1,500	2.30	3.70	6.22	8.60
肝 属 川 支川下谷川	鉄道橋	鹿屋市新栄町	幹川合流点より 1,100	2.40	3.10	4.26	4.88

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除
川内川	吉 松	水防団待機水位 (4.60m)に達した とき	水防団待機水位 (4.60m)を超え、 氾濫注意水位 (5.50m)を突破す ると思われるとき	氾濫注意水位 (5.50m)に 達 し、なお上昇の 見込みがあると き	氾濫注意水位以 下に下がって再 び増水のおそれ がないと思われ るとき
川内川 綿打川	栗野橋	〃 (3.80m)	〃 (3.80m) 〃 (4.40m)	〃 (4.40m) 〃	〃
川内川	宮之城	〃 (4.00m)	〃 (4.00m) 〃 (5.20m)	〃 (5.20m) 〃	〃
川内川	倉野橋	〃 (6.30m)	〃 (6.30m) 〃 (7.60m)	〃 (7.60m) 〃	〃
川内川 隈之城川 樋渡川	川 内	〃 (4.20m)	〃 (4.20m) 〃 (4.70m)	〃 (4.70m) 〃	〃
羽月川	花 北	〃 (4.30m)	〃 (4.30m) 〃 (5.10m)	〃 (5.10m) 〃	〃
肝属川	俣 瀬	水防団待機水位 (2.80m)に達し、 氾濫注意水位 (3.80m)に達す ると思われるとき	〃 (2.80m) 〃 (3.80m)	〃 (3.80m) 〃	〃
肝属川	王子橋	〃 (2.30m) 〃 (3.20m)	〃 (2.30m) 〃 (3.20m)	〃 (3.20m) 〃	〃
串良川	豊 栄	〃 (2.10m) 〃 (3.70m)	〃 (2.10m) 〃 (3.70m)	〃 (3.70m) 〃	〃
高山川	高山橋	〃 (3.30m) 〃 (4.60m)	〃 (3.30m) 〃 (4.60m)	〃 (4.60m) 〃	〃
始良川	始良橋	〃 (2.30m) 〃 (3.70m)	〃 (2.30m) 〃 (3.70m)	〃 (3.70m) 〃	〃
下谷川	鉄道橋	〃 (2.40m) 〃 (3.10m)	〃 (2.40m) 〃 (3.10m)	〃 (3.10m) 〃	〃

(5) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

河川名	観測所名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	水防管理団体 (水防管理者名)
川内川	吉松	川内川河川事務所長	始良・伊佐地域 振興局建設部長	FAX ・ メール	湧水町（同町長）
川内川 綿打川	栗野橋	〃	始良・伊佐地域 振興局建設部長	〃	湧水町（同町長）
川内川	宮之城	〃	北薩地域振興局 建設部長	〃	さつま町（同町長）
川内川	倉野橋	〃	〃	〃	薩摩川内市（同市長） さつま町（同町長）
川内川 隈之城川 樋渡川	川内	〃	〃	〃	薩摩川内市（同市長）
羽月川	花北	〃	始良・伊佐地域 振興局建設部長	〃	伊佐市（同市長）
肝属川	俣瀬	大隅河川国道事務所長	大隅地域振興局 建設部長	電話 ・ FAX	鹿屋市（同市長） 肝付町（同町長） 東串良町（同町長）
肝属川	王子橋	〃	〃	〃	鹿屋市（同市長）
串良川	豊栄	〃	〃	〃	鹿屋市（同市長） 東串良町（同町長）
高山川	高山橋	〃	〃	〃	肝付町（同町長）
始良川	始良橋	〃	〃	〃	鹿屋市（同市長）
下谷川	鉄道橋	〃	〃	〃	鹿屋市（同市長）

2 知事が水防警報を行う河川

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

河 川 名		区 域
甲 突 川	幹川	鹿児島市郡山町 3494 番地先の伊良ケ谷滝から海まで
川 内 川	支川・平佐川	薩摩川内市田崎町田崎橋から支川隈之城川合流点まで
天 降 川	幹川	左岸 霧島市牧園町下中津川字折橋 2229 番地の 2 地先の市道橋から海に至る 右岸 霧島市隼人町嘉例川字四十田 4386 番地の 21 地先の市道橋から海に至る
	支川・手籠川	左岸 霧島市国分重久字世田 1926 番地先の市道橋から天降川合流点まで 右岸 霧島市国分重久字田中 1100 番地の 1 地先の市道橋から天降川合流点まで
	支川・郡田川	左岸 霧島市国分清水四丁目 2282 番地の 4 地先の市道橋から手籠川合流点まで 右岸 霧島市国分郡田字東ノ上 721 番地の 15 地先の市道橋から手籠川合流点まで
万之瀬川	幹川	左岸 南九州市川辺町清水字湯ノ尻 3480 番 1 地先から海まで 右岸 南九州市川辺町清水字眼流川 2025 番 2 地先から海まで
	支川・加世田川	左岸 南さつま市加世田内山田字金気 8197 番 1 地先から万之瀬川への合流点まで 右岸 南さつま市加世田内山田字下精谷 7689 番 3 地先から万之瀬川への合流点まで
米之津川	幹川	左岸 出水市武本字柳田 6901 番 3 地先から海まで 右岸 出水市上鯖渚字鯖渚原 2379 番 2 地先から海まで
神 之 川	幹川	日置市伊集院町郡梅乃前橋から海に至る
	支川・長松川	日置市伊集院町清藤清藤橋から神之川合流点まで
	支川・下谷口川	日置市伊集院町下谷口吾田橋から神之川合流点まで
花 渡 川	幹川	左岸 枕崎市田布川町 911 番 1 地先から海まで 右岸 枕崎市金山西町 234 番地先から海まで
	支川・中洲川	枕崎市桜山東町柴立橋から花渡川合流点まで
雄 川	幹川	左岸 肝属郡南大隅町根占川南から海まで 右岸 肝属郡南大隅町根占川北字小谷 6245 番地先から海まで
新 川	幹川	鹿児島市小野町紅葉橋から海まで
稲 荷 川	幹川	左岸 鹿児島市稲荷町 251 番 26 地先から海まで 右岸 鹿児島市稲荷町 251 番 6 地先から海まで
永 田 川	幹川	鹿児島市山田町一里迫大橋から海まで
本 城 川	幹川	垂水市高城の場橋から海まで
	支川・井川	垂水市新御堂五反田橋から本城川合流点まで

(2) 水防警報発表者

河 川 名	発 令 者
甲 突 川	鹿児島地域振興局長
平 佐 川	北薩地域振興局長
天 降 川	始良・伊佐地域振興局長
手 籠 川	
郡 田 川	
万之瀬川	南薩地域振興局長
加世田川	
米之津川	北薩地域振興局長
神 之 川	鹿児島地域振興局長
長 松 川	
下谷口川	
花 渡 川	南薩地域振興局長
中 洲 川	
雄 川	大隅地域振興局長
新 川	鹿児島地域振興局長
稻 荷 川	
永 田 川	
本 城 川	大隅地域振興局長
井 川	

(3) 水防警報の対象とする水位観測所

河 川 名	観測所名	地 先	水防団 待機水位	氾 濫 注意水位	氾 濫 危険水位	観測所地点の 現堤防高
甲 突 川	宮 山 橋	鹿児島市郡山町	1.63 m	1.78 m	2.40 m	2.60 m
	塚 田 橋	鹿児島市小山田町塚田	3.02	3.34	4.16	5.40
	岩 崎 橋	鹿児島市下伊敷一丁目	4.19	4.78	5.44	7.40
平 佐 川	草 原 橋	薩摩川内市平佐町	3.47	4.07	5.57	7.90
天 降 川 手 籠 川 郡 田 川	日当山橋	霧島市隼人町東郷	4.40	5.40	6.40	8.40
万之瀬川	大 渡 橋	南九州市川辺町平山	3.10	4.40	5.40	7.80
	万之瀬橋	南さつま市加世田村原	3.50	4.90	5.80	9.10
加世田川	日 新 橋	南さつま市加世田武田	2.80	3.70	4.80	7.00
米之津川	春 日 橋	出水市昭和町	4.10	4.40	5.60	6.80
神 之 川 長 松 川 下谷口川	荒 瀬 橋	日置市伊集院町徳重	2.26	2.75	3.34	4.70
花 渡 川 中 洲 川	新神浦橋	枕崎市桜山町	2.10	2.60	3.30	5.00
雄 川	北之口橋	南大隅町根占川北	2.98	4.26	5.88	6.00
新 川	田 上 橋	鹿児島市田上一丁目	1.14	1.69	2.50	3.50
稲 荷 川	一 ッ 橋	鹿児島市池之上町	2.25	2.70	3.20	4.88
永 田 川	宮 下 橋	鹿児島市中山町	2.22	2.57	3.49	4.70
本 城 川 井 川	今川原橋	垂水市高城	1.25	1.76	3.30	4.40

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除
甲 突 川	宮 山 橋	水防団待機水位 (1.63m)に達し、 氾濫注意水位 (1.78m)に達す と思われるとき	水防団待機水位 (1.63m)を超え、 氾濫注意水位 (1.78m)を突破 と思われるとき	氾濫注意水位 (1.78m)に達し、 上昇の見込ある とき	氾濫注意水位以 下に下がって再 び増水のおそれ がないと思われ るとき
	塚 田 橋	〃 (3.02m) 〃 (3.34m)	〃 (3.02m) 〃 (3.34m)	〃 (3.34m) 〃	〃
	岩 崎 橋	〃 (4.19m) 〃 (4.78m)	〃 (4.19m) 〃 (4.78m)	〃 (4.78m) 〃	〃
平 佐 川	草 原 橋	〃 (3.47m) 〃 (4.07m)	〃 (3.47m) 〃 (4.07m)	〃 (4.07m) 〃	〃
天 降 川 手 籠 川 郡 田 川	日当山橋	〃 (4.40m) 〃 (5.40m)	〃 (4.40m) 〃 (5.40m)	〃 (5.40m) 〃	〃
万之瀬川	大 渡 橋	〃 (3.10m) 〃 (4.40m)	〃 (3.10m) 〃 (4.40m)	〃 (4.40m) 〃	〃
	万之瀬橋	〃 (3.50m) 〃 (4.90m)	〃 (3.50m) 〃 (4.90m)	〃 (4.90m) 〃	〃
加世田川	日 新 橋	〃 (2.80m) 〃 (3.70m)	〃 (2.80m) 〃 (3.70m)	〃 (3.70m) 〃	〃
米之津川	春 日 橋	〃 (4.10m) 〃 (4.40m)	〃 (4.10m) 〃 (4.40m)	〃 (4.40m) 〃	〃
神 之 川 長 松 川 下谷口川	荒 瀬 橋	〃 (2.26m) 〃 (2.75m)	〃 (2.26m) 〃 (2.75m)	〃 (2.75m) 〃	〃
花 渡 川 中 洲 川	新神浦橋	〃 (2.10m) 〃 (2.60m)	〃 (2.10m) 〃 (2.60m)	〃 (2.60m) 〃	〃
雄 川	北之口橋	〃 (2.98m) 〃 (4.26m)	〃 (2.98m) 〃 (4.26m)	〃 (4.26m) 〃	〃
新 川	田 上 橋	〃 (1.14m) 〃 (1.69m)	〃 (1.14m) 〃 (1.69m)	〃 (1.69m) 〃	〃
稲 荷 川	一 ッ 橋	〃 (2.25m) 〃 (2.70m)	〃 (2.25m) 〃 (2.70m)	〃 (2.70m) 〃	〃
永 田 川	宮 下 橋	〃 (2.22m) 〃 (2.57m)	〃 (2.22m) 〃 (2.57m)	〃 (2.57m) 〃	〃
本 城 川 井 川	今川原橋	〃 (1.25m) 〃 (1.76m)	〃 (1.25m) 〃 (1.76m)	〃 (1.76m) 〃	〃

(5) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

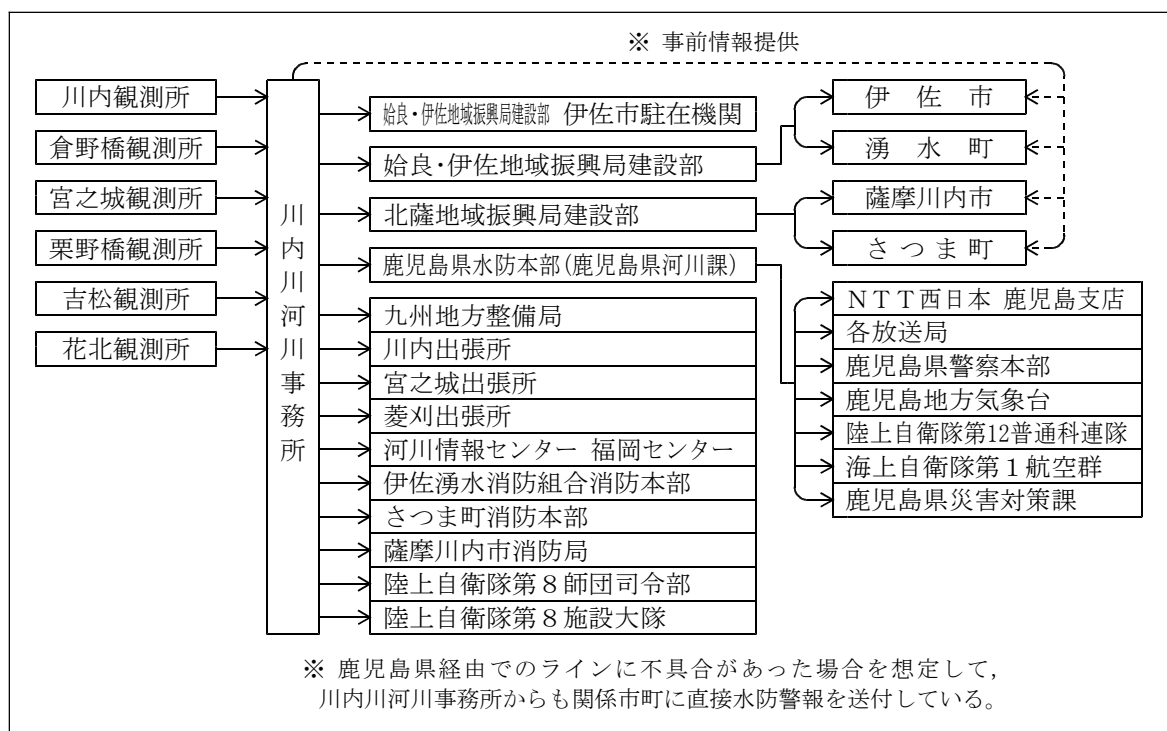
河 川 名	観測所名	発 令 担 当 者	連絡方法	水防管理団体 (水防管理者名)
甲 突 川	宮 山 橋	鹿児島地域振興局長	電話又は F A X	鹿児島市（同市長）
	塚 田 橋	〃	〃	〃
	岩 崎 橋	〃	〃	〃
平 佐 川	草 原 橋	北薩地域振興局長	〃	薩摩川内市（同市長）
天 降 川 手 籠 川 郡 田 川	日当山橋	姶良・伊佐地域振興局長	〃	霧島市（同市長）
万之瀬川	大 渡 橋	南薩地域振興局長	〃	南さつま市（同市長） 南九州市（同市長）
	万之瀬橋	〃	〃	南さつま市（同市長）
加世田川	日 新 橋	〃	〃	〃
米之津川	春 日 橋	北薩地域振興局長	〃	出水市（同市長）
神 之 川 長 松 川 下谷口川	荒 瀬 橋	鹿児島地域振興局長	〃	日置市（同市長） 鹿児島市（同市長）
花 渡 川 中 洲 川	新神浦橋	南薩地域振興局長	〃	枕崎市（同市長）
雄 川	北之口橋	大隅地域振興局長	〃	南大隅町（同町長）
新 川	田 上 橋	鹿児島地域振興局長	〃	鹿児島市（同市長）
稲 荷 川	一 ッ 橋	〃	〃	〃
永 田 川	宮 下 橋	〃	〃	〃
本 城 川 井 川	今川原橋	大隅地域振興局長	〃	垂水市（同市長）

V 水防警報と通報

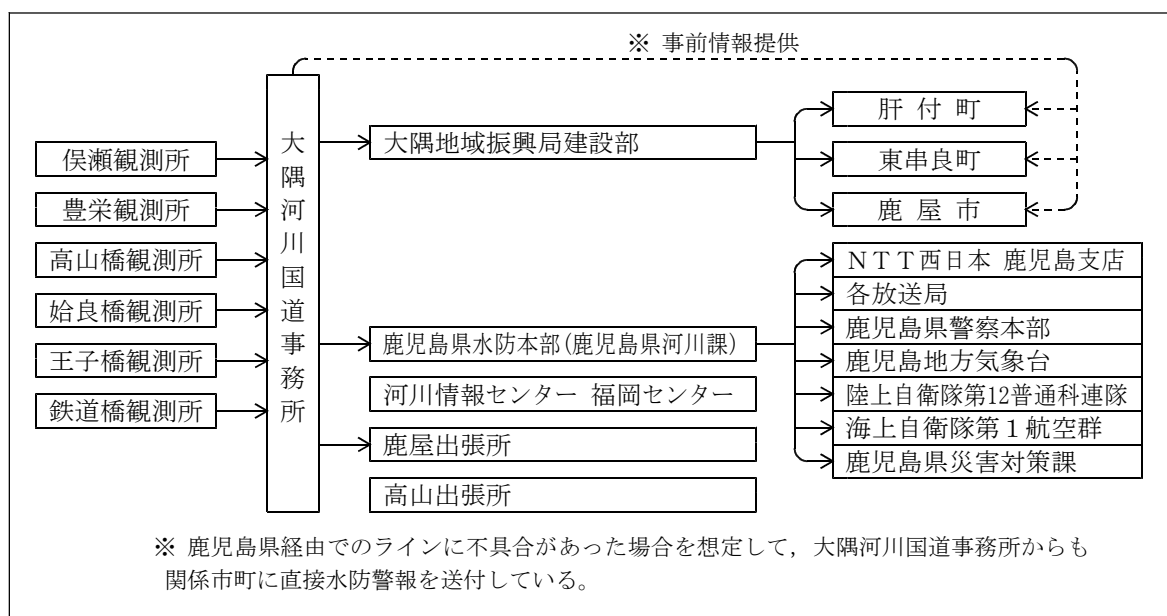
1 国土交通大臣が発表する水防警報の通報

- (1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川の区域を管轄する地域振興局建設部長は、国土交通大臣（川内川水系については国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長，肝属川水系については大隅河川国道事務所長）から水防警報発表の通報を受けたときは，直ちに関係水防管理者，その他水防に関係のある機関へ通報するものとする。
- (2) 水防警報の通報を受けた県水防本部は，その旨を関係機関へ通報するものとする。
- (3) 水防警報の通知を受けた水防管理者は，関係住民に連絡するとともに水防団，消防機関を待機させ，又は必要に応じて出動その他の措置を取らせるものとする。
- (4) 水防警報連絡系統図は，次のとおりである。

ア 川内川水系水防警報連絡系統図



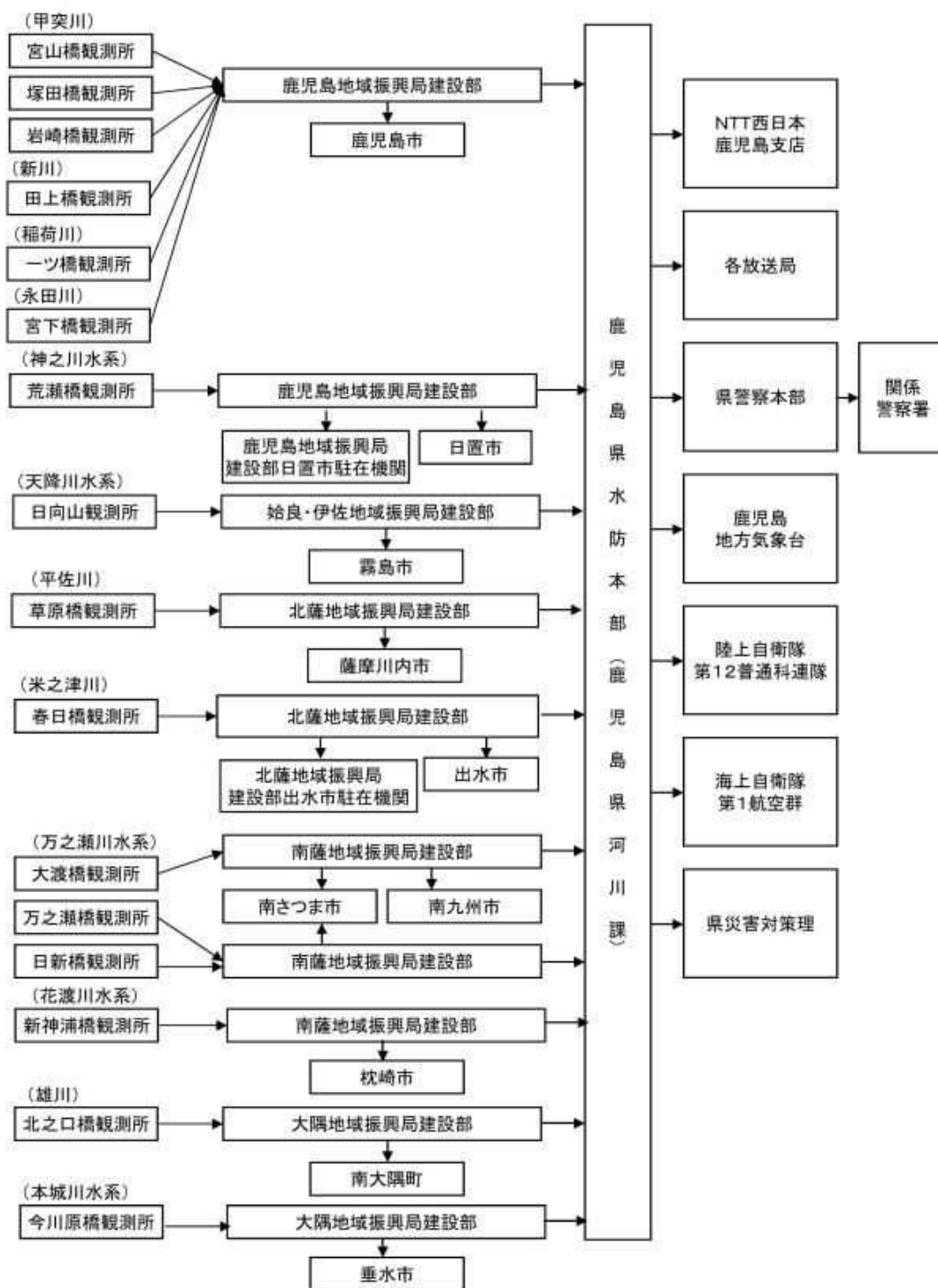
イ 肝属川水系水防警報連絡系統図



2 知事が発表する水防警報の通知

- (1) 水防警報発表者は、水防警報を発表したときは、直ちにその旨を県水防本部へ通報するとともに関係水防管理者その他水防に関係のある機関へ通知するものとする。
- (2) 水防警報の通報を受けた県水防本部は、その旨を関係機関へ通報するものとする。
- (3) 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに、水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動その他の措置を取らせるものとする。
- (4) 平佐川の水防警報発表及び通報
 - ア 北薩地域振興局長は、川内川河川事務所長から川内川、隈之城川の水防警報発表の通報を受けたときは、平佐川も同時に水防警報を発表するものとする。
 - イ 県水防本部への通報その他は、(1)～(3)により行うものとする。

(5) 水防警報連絡系統図は、次のとおりである。



(6) 水防警報の発表形式

水防警報の発表形式は次のとおりである。

水 防 警 報

水防警報発表伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				待 機	川		
令和 年 月 日 時 分				発表			
1. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり水防団待機水位に達し, 今後氾濫注意水位に達すると _____ 思われるので待機してください。							
2. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり [イ. 水防団待機水位 ロ. 氾濫注意水位] を下り減水していますが, 再び水位が上昇することも考えられるので, 待機して注意してください。							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発表伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				準 備	川		
令和 年 月 日 時 分				発表			
1. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり 水防団待機水位を越え { イ. なお上昇していますので ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇していますので } 今後の状況によりいつでも出動できるように準備してください。							
2. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には 氾濫注意水位を下り減水していますが, 再び水位が上昇することも 考えられるので, 準備態勢で引き続き警戒してください。							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発表伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				出 動	川		
令和 年 月 日 時 分				発表			
1. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり 氾濫注意水位に達し { イ. なお上昇していますので ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇していますので } 出動して厳重に警戒してください。							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発表伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				警 戒	川		
令和 年 月 日 時 分				発表			
1. 雨量観測所では, 月 日 時から 時までの 時間に mmの降雨を記録しました。							
2. の水位は, 月 日 時 分には mで, イ. なお上昇しています。 ロ. 1時間に cmの割合で上昇しています。							
今後まだ増水の見込みですから, 各水防機関は引き続き警戒してください。							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発表伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名			
				解 除	川			
令和	年	月	日	時	分	発表		
1. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり [イ. 水防団待機水位 ロ. 氾濫注意水位] を下り再び水位の上昇はないと 思われますので, 水防警報を解除します。								
通 報 機 関 名								
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者	
河川課	:				:			
	:				:			
	:				:			

第 6 章 洪水予報

I 国土交通大臣が行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報は、次のとおりである。

1 予報の種類

- (1) (川内川・肝属川) 氾濫注意情報
- (2) (川内川・肝属川) 氾濫警戒情報
- (3) (川内川・肝属川) 氾濫危険情報
- (4) (川内川・肝属川) 氾濫発生情報

2 洪水予報の発表基準

予報の種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるときに発表する。
氾濫警戒情報	次のときに発表する。 ① 基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき ② 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが予想されるとき
氾濫危険情報	次のときに発表する。 ① 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるとき ② 3時間先までの予測水位が氾濫する可能性のある水位に達すると見込まれるとき
氾濫発生情報	予報実施区域内で氾濫が発生したときに発表する。

3 洪水予報

(1) 川内川における洪水予報実施区域及び発表基準地点

水系	予報区域	実施区間	基準地点
川内川	川内川上流部	川内川 左岸 宮崎県えびの市大字原田字池元3824番の1地先から鶴田ダムまで 右岸 宮崎県えびの市大字原田字佐院3871番の1地先から鶴田ダムまで	真幸水位観測所 栗野橋水位観測所
		綿打川 鹿児島県始良郡湧水町大字米永字坂元3368番の2地先から幹川合流点まで	栗野橋水位観測所
	川内川下流部	川内川 左岸 鶴田ダムから海まで 右岸 鶴田ダムから海まで	宮之城水位観測所 川内水位観測所

水系	予報区域	実 施 区 間	基 準 地 点
川 内 川	川内川下流部	隈之城川 左岸 鹿児島県薩摩川内市隈之城町大字隈之城字石間伏739番の2地先から幹川合流点まで 右岸 鹿児島県薩摩川内市向田町大字向田字腰掛1265番の2地先から幹川合流点まで	川内水位観測所
		樋渡川 左岸 鹿児島県薩摩川内市東郷町大字斧渕字七迫5014番の3地先から幹川合流点まで 右岸 鹿児島県薩摩川内市東郷町大字榎木田字7863番地先から幹川合流点まで	

(2) 肝属川における洪水予報実施区域及び発表基準地点

水系	予報区域	実施区間	基準地点
肝 属 川	肝属川	鹿児島県鹿屋市祓川町3947番地先の県道橋から海まで	俣瀬観測所 王子橋観測所
	串良川	左岸 鹿児島県鹿屋市串良町大字細山田字水洗801番地の口地先から肝属川への合流点まで 右岸 鹿屋市串良町川久保4130番の1地先から肝属川への合流点まで	豊栄観測所
	高山川	左岸 鹿児島県肝属郡肝付町大字前田字田布尾323番の1地先から肝属川への合流点まで 右岸 同町大字新富字築ヶ城7737番の5地先から肝属川への合流点まで	高山橋観測所
	始良川	左岸 鹿児島県鹿屋市吾平町大字上名字水流4909番の2地先県道橋から肝属川への合流点まで 右岸 同市同町字西方高迫5684番の3地先の県道橋から肝属川への合流点まで	始良橋観測所

(3) 川内川における基準水位一覧

河 川 名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位
川 内 川	真 幸	2.4 ^m	3.3 ^m	4.0 ^m	4.7 ^m	5.86 ^m
川 内 川	栗野橋	3.8	4.4	5.1	5.8	7.04
川 内 川	宮之城	4.0	5.2	6.4	7.6	8.59
川 内 川	川 内	4.2	4.7	5.1	5.6	6.34
隈之城川	川 内	4.2	4.7	5.1	5.6	6.34

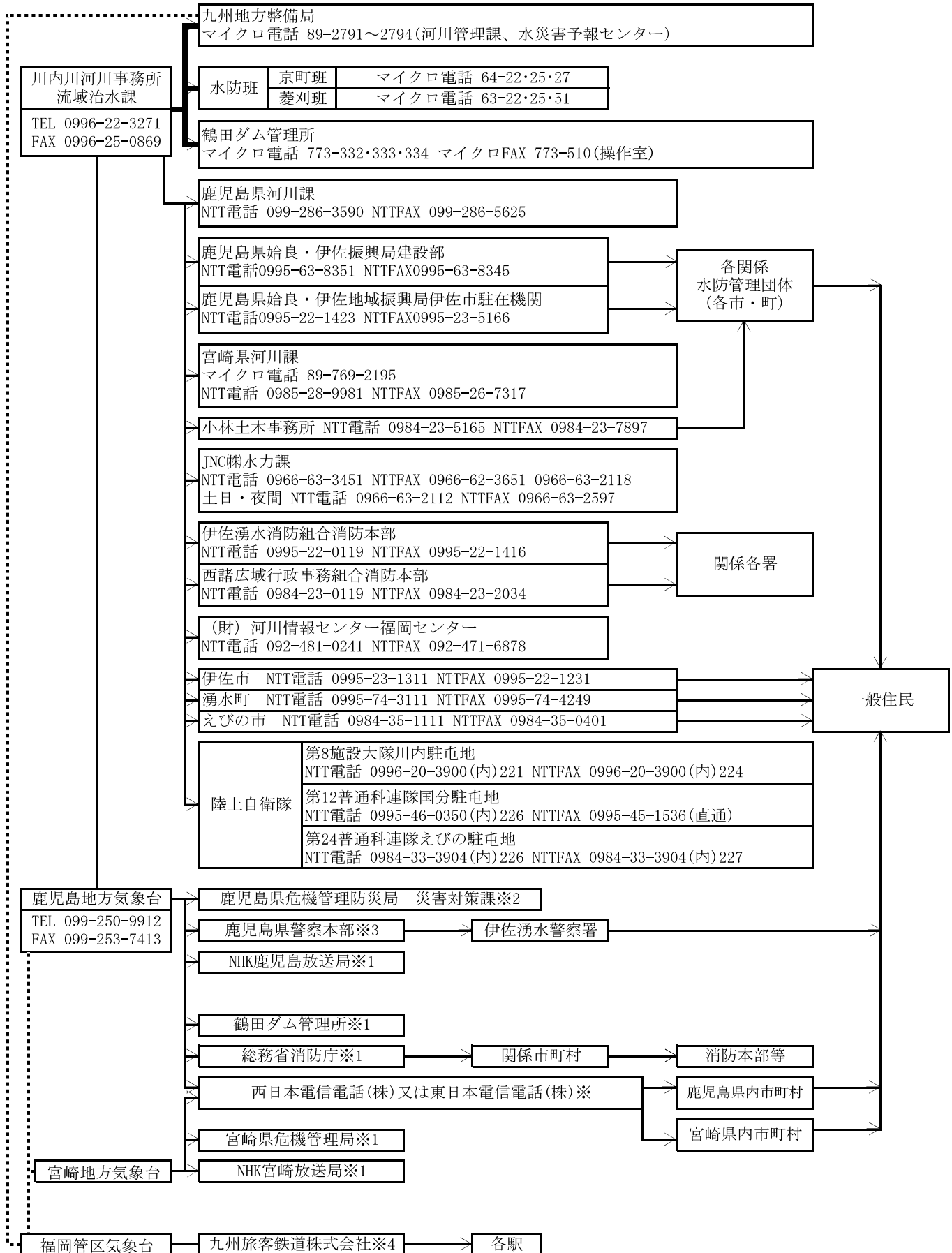
(4) 肝属川における基準水位一覧

河 川 名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位
肝 属 川	俣 瀬	2.8 ^m	3.8 ^m	4.7 ^m	5.0 ^m	6.74 ^m
肝 属 川	王子橋	2.3	3.2	3.7	4.2	5.30
串 良 川	豊 栄	2.1	3.7	4.4	4.9	7.24
高 山 川	高山橋	3.3	4.6	5.1	6.4	8.77
始 良 川	始良橋	2.3	3.7	5.0	5.5	7.92

(注) 予報文例は後掲

伝達系統図（川内川上流部）

——— マイクロ回線 専用回線 ——— 事業者回線



※西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)への伝達は警報のみとし、一般の利用に適合する警報の通知をもって代える。

※1 気象情報伝送処理システム(オンライン)

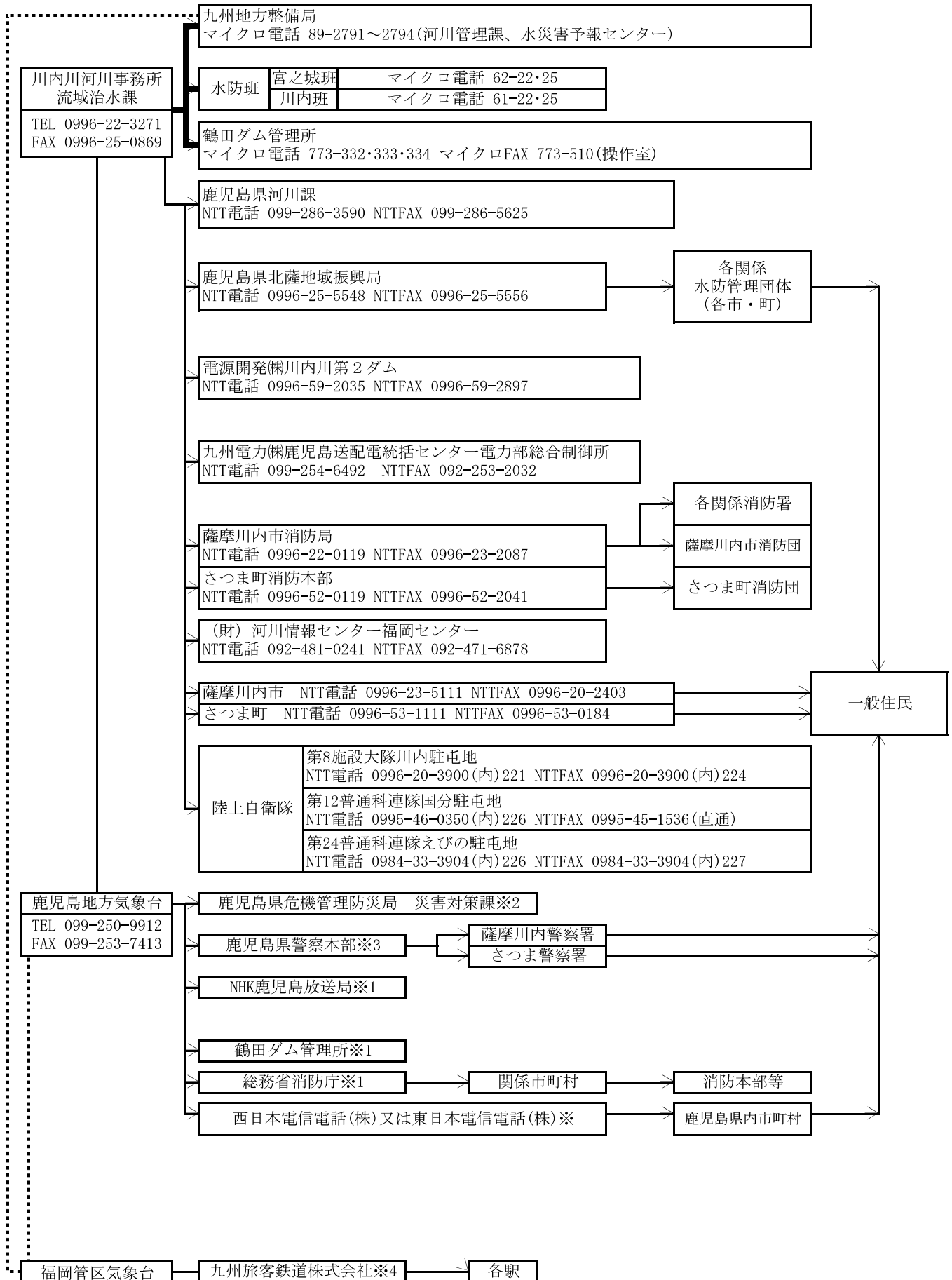
※2 防災情報提供システム(専用線)

※3 防災情報提供システムメール(専用線)

※4 防災情報提供システムメール(インターネット)

伝達系統図（川内川下流部）

—— マイクロ回線 専用回線 ——— 事業者回線



※西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)への伝達は警報のみとし、一般の利用に適合する警報の通知をもって代える。

※1 気象情報伝送処理システム (オンライン)

※2 防災情報提供システム (専用線)

※3 防災情報提供システムメール (専用線)

※4 防災情報提供システムメール (インターネット)

正規

川内川上流部氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

川内川上流部洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
せんだいかわかせんじむしょ かごしまちほうきしやうだい
川内川河川事務所・鹿児島地方気象台 共同発表

(見出し)

川内川上流部では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。川内川の真幸基準観測所（えびの市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。川内川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、えびの市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。川内川の栗野橋基準観測所（始良郡湧水町）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

川内川上流部氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	真幸	栗野橋
	対象河川	川内川 長江川	川内川 その他
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	えびの市	4	-
	始良郡湧水町	-	3
	伊佐市	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		00日						
水位 (m)		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル4相当								
真幸 (えびの市)	氾濫危険水位 4.70m							
	避難判断水位 4.00m							
	氾濫注意水位 3.30m							
	ゼロ点高 EL=214.40m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
栗野橋 （始良郡湧水町）	氾濫危険水位 5.80m							
	避難判断水位 5.10m							
	氾濫注意水位 4.40m							
	ゼロ点高 179.60m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	真幸 水位観測所 えびの市	栗野橋 水位観測所 始良郡湧水町	
受け持ち区間	川内川	川内川	
	左岸 えびの市大字原田地先からえびの市大字亀沢地先	左岸 湧水町大字鶴丸地先から鶴田ダム	
	左岸 えびの市大字原田地先からえびの市大字岡松地先	右岸 湧水町大字般若寺地先から鶴田ダム	
	長江川	その他	
	左岸 えびの市大字栗下地先から川内川への合流点	左岸 (柿打川) 湧水町入子米永地先から川内川への合流点	
	左岸 えびの市大字栗下地先から川内川への合流点	右岸 (柿打川) 湧水町入子米永地先から川内川への合流点	

☐ 雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XX
---------------------	---

☐ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

☐ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

☐ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクファイン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 川内川河川事務所 防災室 電話：0996-22-3273

気象関係：気象庁 鹿児島地方気象台 電話：099-250-9912

正規

せんたいがわかりゆうぶ 川内川下流部氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

川内川下流部洪水予報第〇号
洪水警戒
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
せんたいがわかせんじむしょ かごしまちほうきしやうだい
川内川河川事務所・鹿児島地方気象台 共同発表

(見出し)

川内川下流部では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。川内川の宮之城基準観測所（薩摩郡さつま町）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。川内川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、薩摩郡さつま町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。川内川の川内基準観測所（薩摩川内市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

川内川下流部氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	宮之城	川内
	対象河川	川内川	川内川 隈之城川 樋渡川
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	薩摩郡さつま町	4	—
	薩摩川内市	4	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル4相当								
宮之城 (薩摩郡さつま町)	氾濫危険水位 7.60m							
	避難判断水位 6.40m							
	氾濫注意水位 5.20m							
	ゼロ点高 EL=9.00m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
川内 (薩摩川内市)	氾濫危険水位 5.60m							
	避難判断水位 5.10m							
	氾濫注意水位 4.70m							
	ゼロ点高 EL=0.00m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	宮之城 基準観測所	川内 基準観測所	
	薩摩郡さつま町	薩摩川内市	
受け持ち区間	川内川	川内川	
	左岸 鶴田ダムから薩摩川内市楠元町	左岸 薩摩川内市楠元町から海	
	左岸 鶴田ダムから薩摩川内市東郷町	右岸 薩摩川内市東郷町から海	
		隈之城川	
		左岸 薩摩川内市隈之城町から川内川への合流点	
		右岸 薩摩川内市向田町から川内川への合流点	
		樋渡川	
		左岸 薩摩川内市東郷町から川内川への合流地点	
		右岸 薩摩川内市東郷町から川内川への合流地点	

☐雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XX
---------------------	---

☐洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

☐河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 川内川河川事務所 防災室 電話：0996-22-3273

気象関係：気象庁 鹿児島地方気象台 電話：099-250-9912

正規

〇〇川氾濫危険情報
(警戒レベル4相当情報)

〇〇川洪水予報第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)
〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)
【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、
当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれ
があり、〇〇市、△△市では浸水のおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、
各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市)で
は、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十
分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	4	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の
受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が
想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)
多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
警戒レベル4相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市 〇〇川	△△市 〇〇川	
受け持ち区間	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	
	右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	---



イメージ

今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



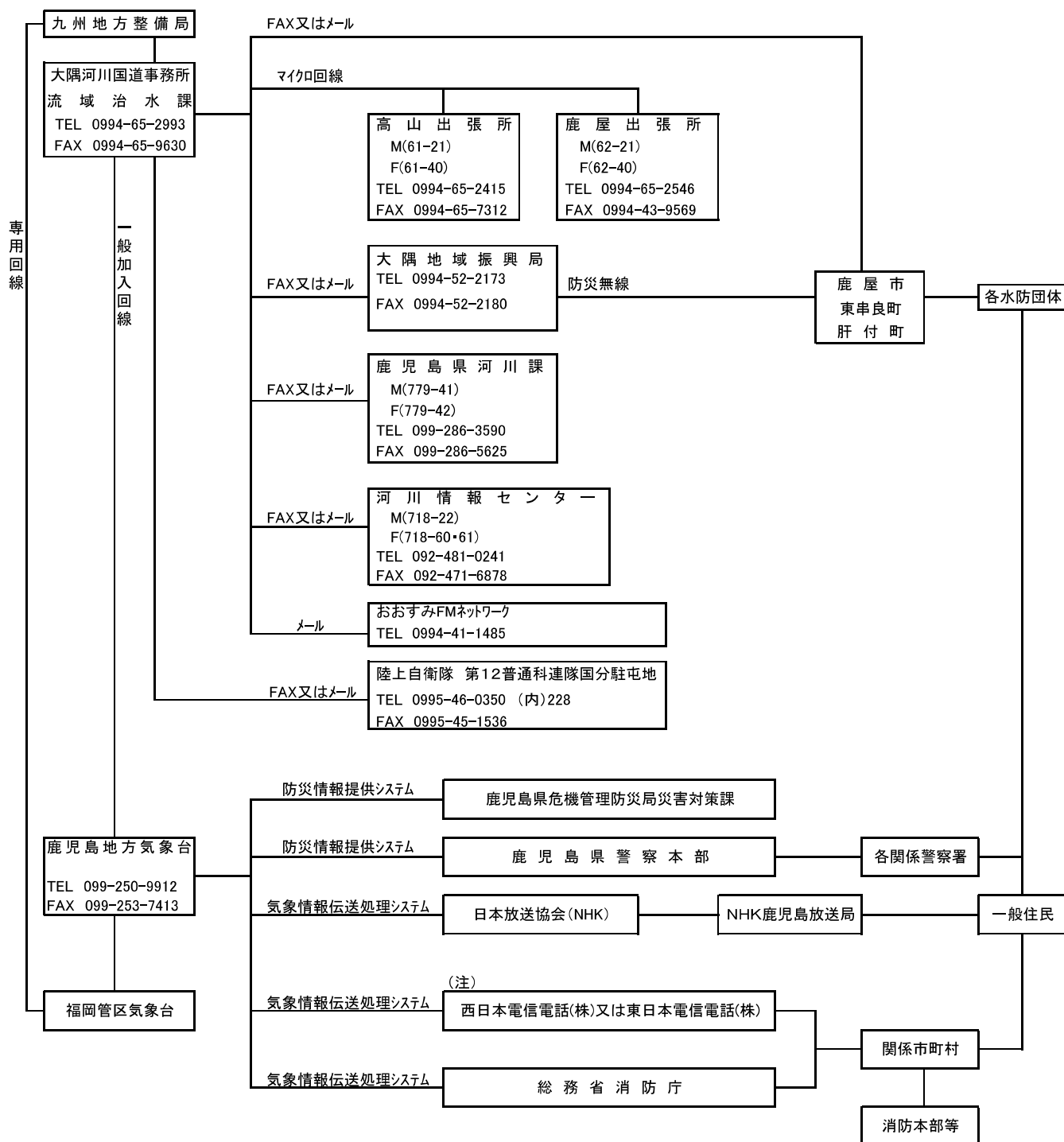
イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX
気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

伝達系統図



注) 西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

Ⅱ 知事が行う洪水予報

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項に基づき、知事と気象庁が共同して行う洪水予報は、次のとおりである。

1 予報の種類

- (1) 万之瀬川・加世田川氾濫注意情報
- (2) 万之瀬川・加世田川氾濫警戒情報
- (3) 万之瀬川・加世田川氾濫危険情報
- (4) 万之瀬川・加世田川氾濫発生情報

2 洪水予報の発表基準

予報の種類	発 表 基 準
万之瀬川・加世田川 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるときに発表する。
万之瀬川・加世田川 氾濫警戒情報	次のときに発表する。 ① 基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき ② 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達することが予想されるとき
万之瀬川・加世田川 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるときに発表する。
万之瀬川・加世田川 氾濫発生情報	予報実施区域内で氾濫が発生したときに発表する。

3 洪水予報（予報実施区域及び発表基準）

(1) 万之瀬川・加世田川洪水予報

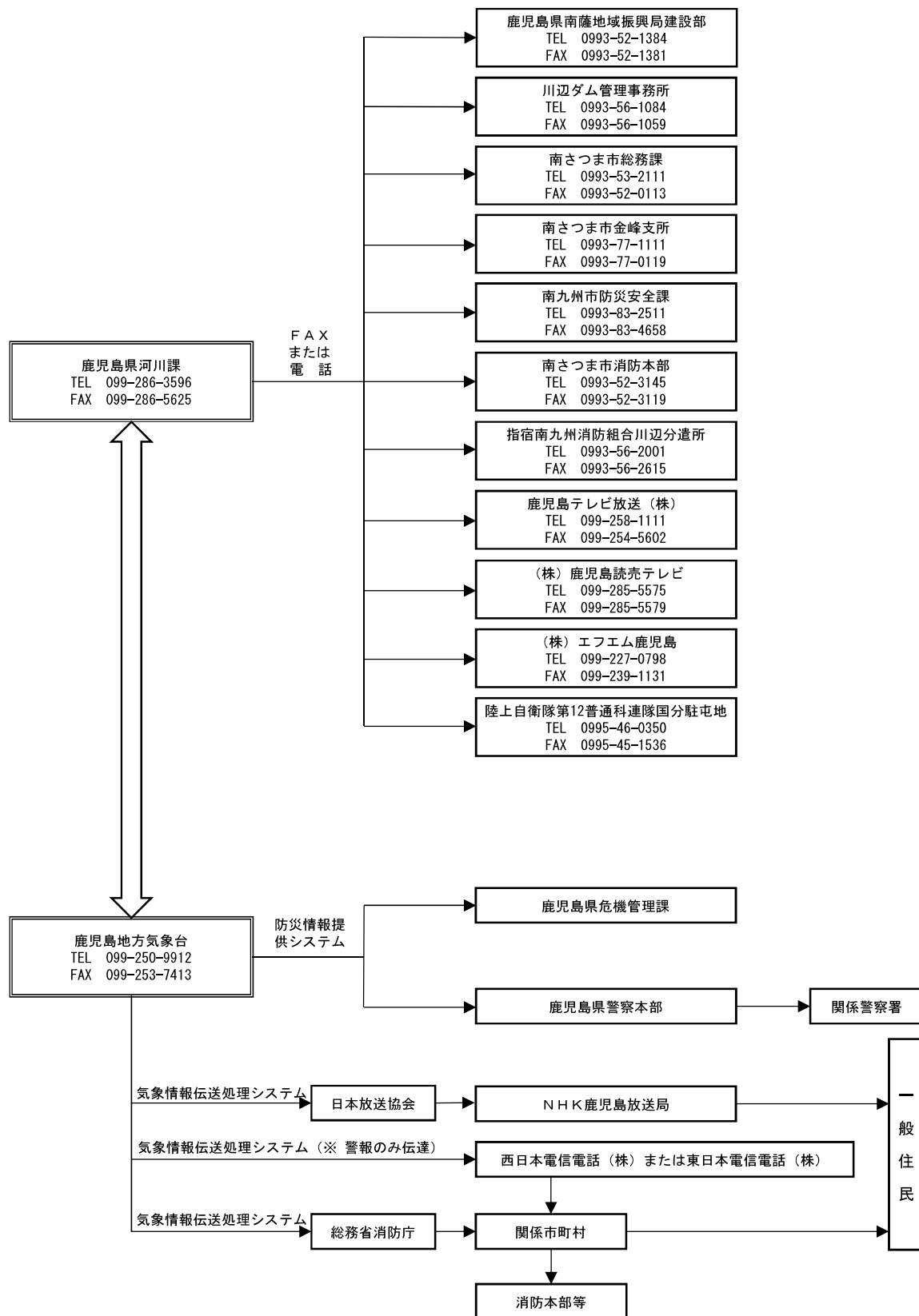
水系	予報区域	実 施 区 間	基 準 地 点
万 之 瀬 川	万之瀬川	左岸 南九州市川辺町清水字湯ノ尻3480番1地先から海まで	大渡橋水位観測所 万之瀬橋水位観測所
		右岸 南九州市川辺町清水字眼流川2025番2地先から海まで	
	加世田川	左岸 南さつま市加世田内山田字金気8197番1地先から万之瀬川への合流点まで	日新橋水位観測所
		右岸 南さつま市加世田内山田字下楯谷7689番3地先から万之瀬川への合流点まで	

(注) 予報文例は後掲。

(2) 万之瀬川・加世田川における基準水位一覧

河 川 名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
		m	m	m	m
万之瀬川	万之瀬橋	3.5	4.9	5.3	5.8
万之瀬川	大渡橋	3.1	4.4	4.9	5.4
加世田川	日新橋	2.8	3.7	4.2	4.8

洪水予報の伝達系統



※ 西日本電信電話株式会社または東日本電信電話株式会社への伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

万之瀬川水系万之瀬川・加世田川氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報)

万之瀬川水系万之瀬川・加世田川洪水予報 第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
鹿児島県・鹿児島地方気象台 共同発表

(見出し)

万之瀬川水系万之瀬川・加世田川 では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。万之瀬川の万之瀬橋水位観測所（南さつま市）では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル2相当】加世田川の日新橋水位観測所（南さつま市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください

(警戒レベル相当情報早見表)

万之瀬川水系万之瀬川・加世田川氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）				
新着・更新	新着・更新	更新		
	基準水位観測所名	万之瀬橋	大渡橋	日新橋
	対象河川	万之瀬川	万之瀬川	加世田川
	警戒レベル（ ）相当	3		2
	現況水位	3 (レベル3水位超過)		
	予測水位	3		
更新	南さつま市	3		-
	南九州市		-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところで1時間に25ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00 日00 時00 分～00 日00 時00 分 までの流域平均雨量	00 日00 時00 分～00 日00 時00 分 までの流域平均雨量の見込み
万之瀬川上流域	〇〇〇 ミリ	〇〇 ミリ

流域	00 日00 時00 分～00 日00 時00 分 までの流域平均雨量	00 日00 時00 分～00 日00 時00 分 までの流域平均雨量の見込み
万之瀬川流域	〇〇〇 ミリ	〇〇 ミリ

流域	00 日00 時00 分～00 日00 時00 分 までの流域平均雨量	00 日00 時00 分～00 日00 時00 分 までの流域平均雨量の見込み
加世田川流域	〇〇〇 ミリ	〇〇 ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	－	－	－
警戒レベル3相当								
万之瀬橋 （南さつま市）	氾濫危険水位 5.80 m							
	避難判断水位 5.30 m							
	氾濫注意水位 4.90 m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	－	－	－
大渡橋 （南九州市）	氾濫危険水位							
	5.40 m							
	避難判断水位							
	4.90 m							
	氾濫注意水位							
	4.40 m							
	ゼロ点高							
	EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	－	－	－
警戒レベル2相当								
日新橋 （南さつま市）	氾濫危険水位 4.80 m							
	避難判断水位 4.20 m							
	氾濫注意水位 3.70 m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXX
 (参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	万之瀬橋 水位観測所		大渡橋 水位観測所		日新橋 水位観測所	
	南さつま市		南九州市		南さつま市	
受け持ち区間	万之瀬川		万之瀬川		加世田川	
	左岸	南さつま市加世田川畑から海	左岸	南九州市川辺町清水から南九州市川辺町永田	左岸	南さつま市加世田内山田から万之瀬川への合流点
	右岸	南さつま市金峰町花瀬から海	右岸	南九州市川辺町清水から南九州市川辺町田部田	右岸	南さつま市加世田内山田から万之瀬川への合流点

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XX
--------------------	---

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XX
---------------	---

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XX
----------	---

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XX
------	---



イメージ

今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



イメージ

川の防災情報



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：鹿児島県 土木部河川課 電話：099-286-3596

気象関係：気象庁 鹿児島地方気象台 電話：099-250-9912

第 7 章 水 位 情 報

I 水位情報の通知

国土交通大臣又は鹿児島県知事は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位に達したときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知しなければならない。

II 国土交通大臣が水位情報の周知を行う河川（いわゆる水位周知河川）

※ 氾濫危険水位をもって洪水特別警戒水位とする。

1 水位周知河川の名称及びその区域

河川の名称		区 域
川内川	支川 羽月川	左岸 伊佐市大口大字里字大中免277番地から幹川合流点まで 右岸 伊佐市大口大字鳥巣字水流456番乙号の2地先から幹川合流点まで
肝属川	支川 下谷川	左岸 鹿屋市新栄町13番地先の市道橋から幹川合流点まで 右岸 鹿屋市新栄町12番地先の市道橋から幹川合流点まで

2 水位情報を通知する水防管理者、関係市町村長

河川名	通 知 者	水防管理者、関係市町村長
羽月川	川内川河川事務所	伊佐市長
下谷川	大隅河川国道事務所	鹿屋市長

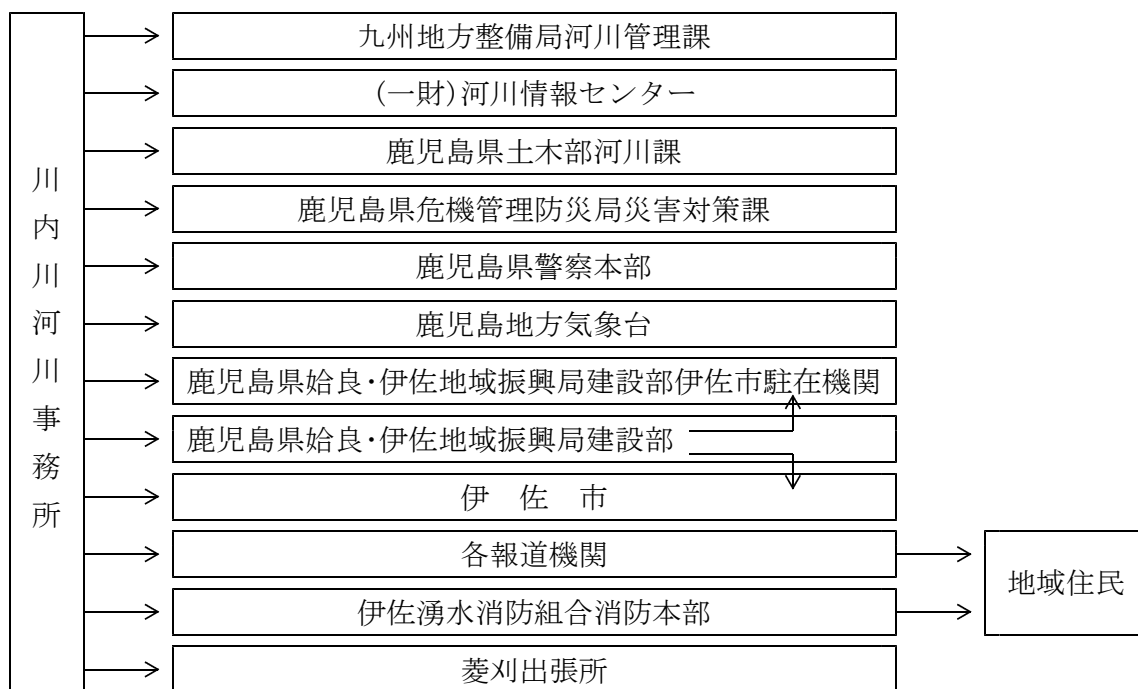
3 水位周知河川の氾濫危険水位

河 川 名	観測所名	地 先 名	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避難判断 水 位	氾 濫 危険水位
羽月川	花 北	伊佐市菱刈下手 877の2	m 4.30	m 5.10	m 6.20	m 7.00
下谷川	鉄道橋	鹿屋市新栄町	2.40	3.10	3.50	4.26

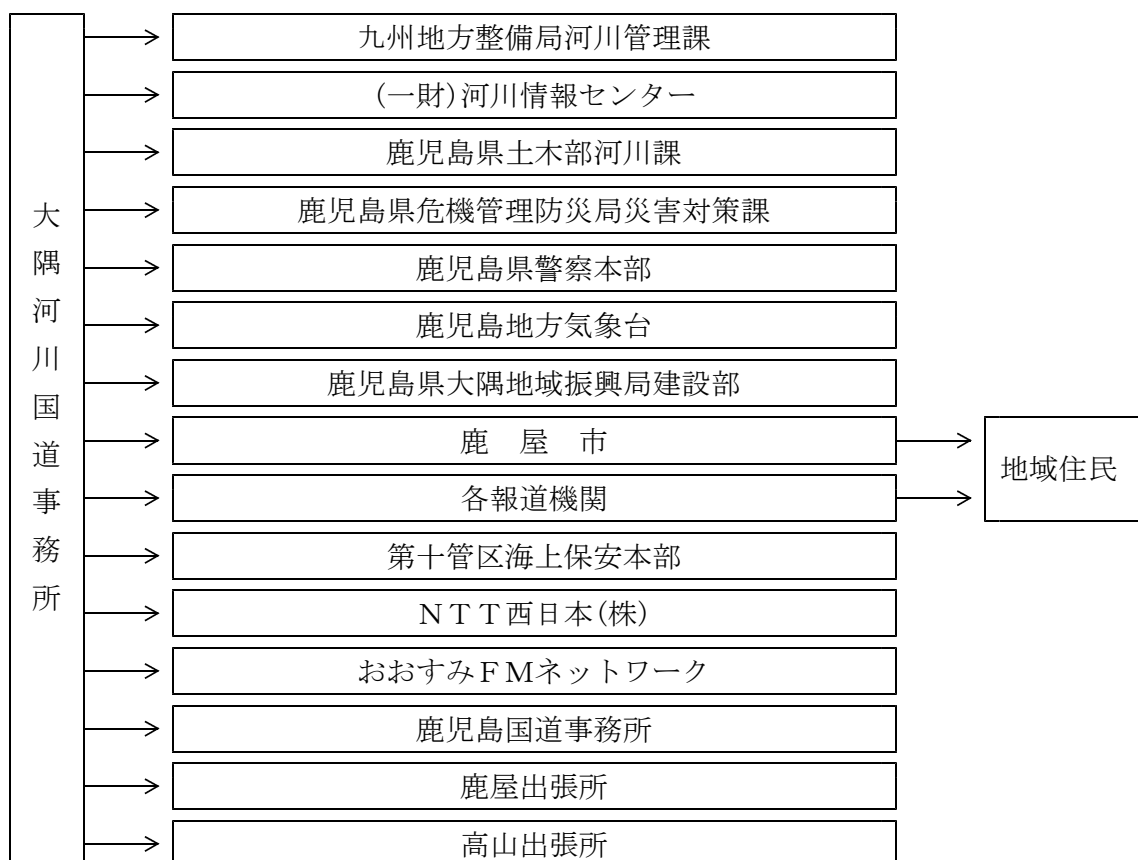
4 水位情報の通知

水位情報通知者は、水位周知河川の水位が、氾濫危険水位に達したときは、直ちに以下に示す体系図により水位情報を通知する。

(1) 羽月川



(2) 下谷川



Ⅲ 鹿児島県知事が水位情報の周知を行う河川（いわゆる水位周知河川）

※ 氾濫危険水位をもって洪水特別警戒水位とする。

1 水位周知河川の名称及びその区域

河川の名称		区 域
甲 突 川	幹川	鹿児島市郡山町3494番地先の伊良ヶ谷滝から海まで
川 内 川	支川・平佐川	薩摩川内市田崎町田崎橋から支川隈之城川合流点まで
天 降 川	幹川	左岸 霧島市牧園町下中津川字折橋2229番地の2地先の市道橋から海に至る 右岸 霧島市隼人町嘉例川字四十田4386番地の21地先の市道橋から海に至る
	支川・手籠川	左岸 霧島市国分重久字世田1926番地先の市道橋から天降川合流点まで 右岸 霧島市国分重久字田中1100番地の1地先の市道橋から天降川合流点まで
	支川・郡田川	左岸 霧島市国分清水四丁目2282番地の4地先の市道橋から手籠川合流点まで 右岸 霧島市国分郡田字東ノ上721番地の15地先の市道橋から手籠川合流点まで
米之津川	幹川	左岸 出水市武本字柳田6901番3地先から海まで 右岸 出水市上鯖渕字鯖渕原2379番2地先から海まで
神 之 川	幹川	日置市伊集院町郡梅乃前橋から海に至る
	支川・長松川	日置市伊集院町清藤清藤橋から神之川合流点まで
	支川・下谷口川	日置市伊集院町下谷口吾田橋から神之川合流点まで
花 渡 川	幹川	左岸 枕崎市田布川町911番1地先から海まで 右岸 枕崎市金山西町234番地先から海まで
	支川・中洲川	枕崎市桜山東町柴立橋から花渡川合流点まで
雄 川	幹川	左岸 肝属郡南大隅町根占川南から海まで 右岸 肝属郡南大隅町根占川北字小谷6245番地先から海まで
新 川	幹川	鹿児島市小野町紅葉橋から海まで
稲 荷 川	幹川	左岸 鹿児島市稲荷町251番26地先から海まで 右岸 鹿児島市稲荷町251番6地先から海まで
永 田 川	幹川	鹿児島市山田町一里迫大橋から海まで
本 城 川	幹川	垂水市高城的場橋から海まで
	支川・井川	垂水市新御堂五反田橋から本城川合流点まで

2 水位情報を通知する水防管理者，市町村長

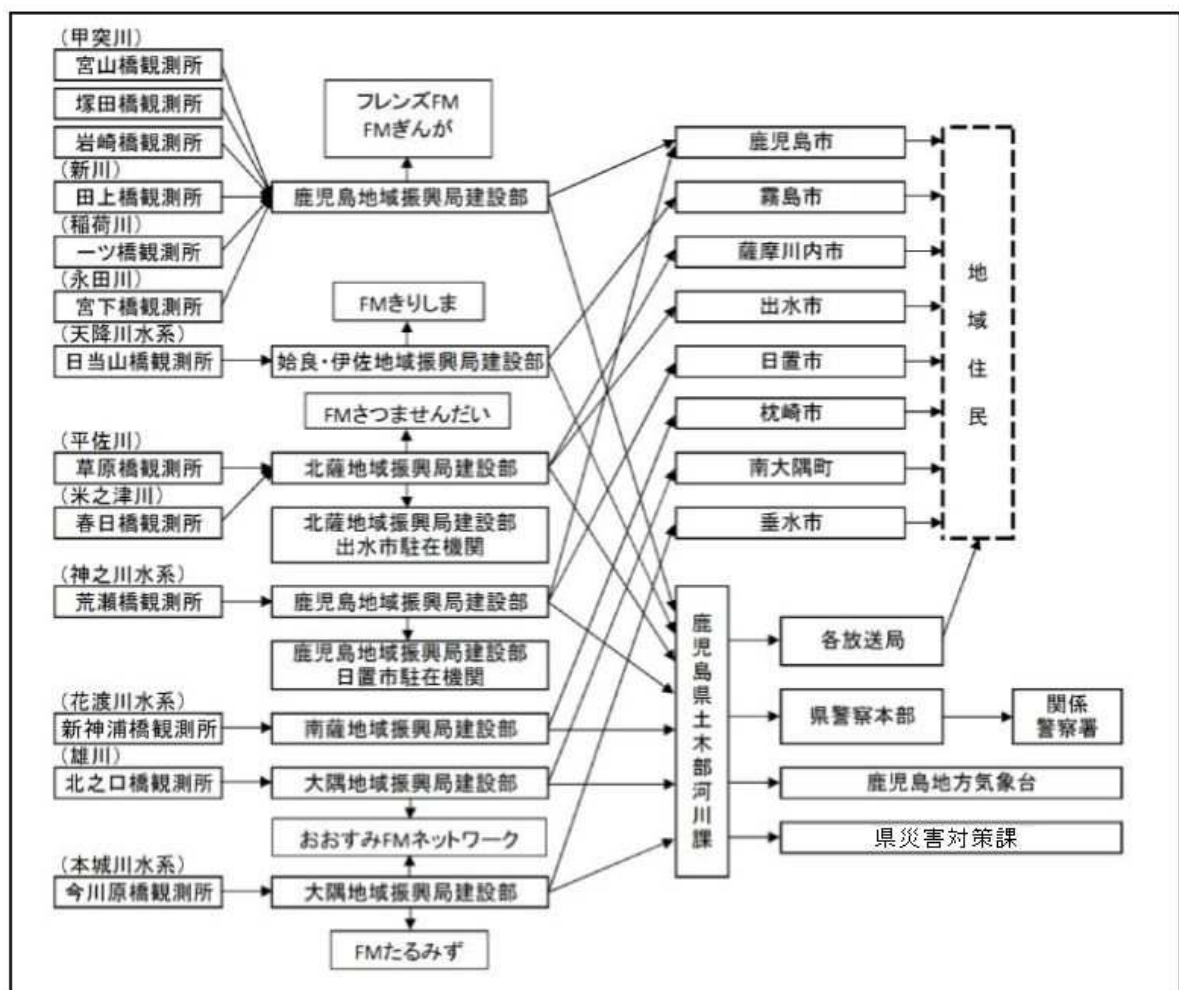
河川名	発令者	水防管理者，関係市町村長
甲 突 川	鹿児島地域振興局長	鹿児島市長
平 佐 川	北薩地域振興局長	薩摩川内市長
天 降 川 手 籠 川 郡 田 川	始良・伊佐地域振興局長	霧島市長
米之津川	北薩地域振興局長	出水市長
神 之 川 長 松 川 下谷口川	鹿児島地域振興局長	日置市長，鹿児島市長
花 渡 川 中 洲 川	南薩地域振興局長	枕崎市長
雄 川	大隅地域振興局長	南大隅町長
新 川 稲 荷 川 永 田 川	鹿児島地域振興局長	鹿児島市長
本 城 川 井 川	大隅地域振興局長	垂水市長

3 水位周知河川の氾濫危険水位

河 川 名	観測所名	地 先	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避難判断 水 位	氾 濫 危険水位
甲 突 川	宮 山 橋	鹿児島市郡山町	1.63 ^m	1.78 ^m	1.89 ^m	2.40 ^m
	塚 田 橋	鹿児島市小山田町塚田	3.02	3.34	3.55	4.16
	岩 崎 橋	鹿児島市下伊敷一丁目	4.19	4.78	5.04	5.44
平 佐 川	草 原 橋	薩摩川内市平佐町	3.47	4.07	4.67	5.57
天 降 川 手 籠 川 郡 田 川	日当山橋	霧島市隼人町東郷	4.40	5.40	6.40	6.40
米之津川	春 日 橋	出水市昭和町	4.10	4.40	4.90	5.60
神 之 川 長 松 川 下谷口川	荒 瀬 橋	日置市伊集院町徳重	2.26	2.75	2.91	3.34
花 渡 川 中 洲 川	新神浦橋	枕崎市桜山町	2.10	2.60	2.90	3.30
雄 川	北之口橋	南大隅町根占川北	2.98	4.26	4.77	5.88
新 川	田 上 橋	鹿児島市田上一丁目	1.14	1.69	2.06	2.50
稲 荷 川	一 ッ 橋	鹿児島市池之上町	2.25	2.70	3.00	3.20
永 田 川	宮 下 橋	鹿児島市中山町	2.22	2.57	2.80	3.49
本 城 川 井 川	今川原橋	垂水市高城	1.25	1.76	2.02	3.30

4 水位情報の通知

- (1) 水位情報通知者は、水位周知河川の水位が、氾濫危険水位に達したときは、直ちにその旨を鹿児島県土木部河川課（以下「河川課」という。）及び関係する水防管理者、市町村長に連絡する。
- (2) 水位情報の通知を受けた河川課は、その水位情報を関係機関へ通知するものとする。
- (3) 水位情報の通知を受けた水防管理者及び市町村長は、必要に応じて地域住民の避難その他の措置を取らせるものとする。
- (4) 水位情報の通知系統図は、次のとおりである。



(参考) 水位情報の例 (米之津川)

米之津川氾濫危険水位情報

年 月 日 時 分
鹿児島県北薩地域振興局発表

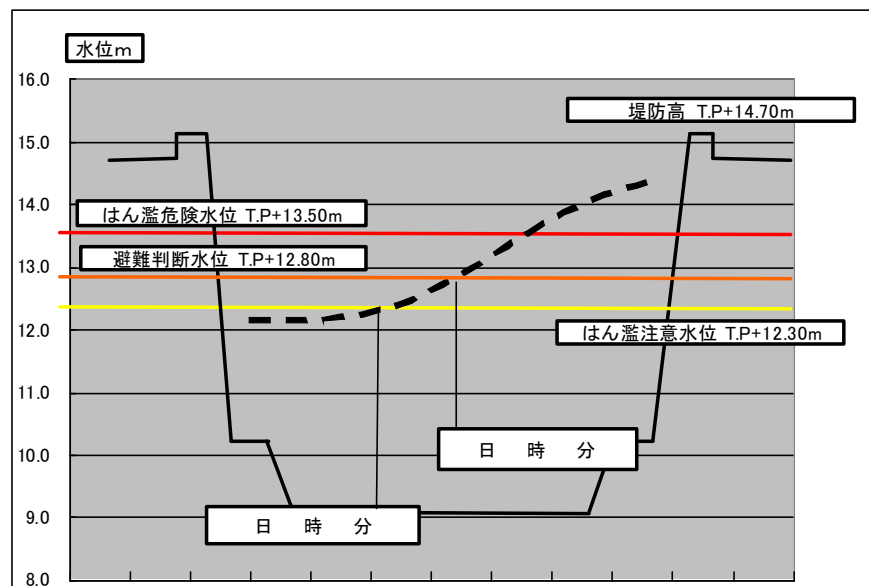
【警戒レベル4相当】米之津川は、 時 分に、出水市昭和町の春日橋観測所で、避難勧告等の目安のひとつとなる水位である氾濫危険水位5.60mに達しました。

※氾濫危険水位…水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位

春日橋観測所では、 時～ 時の1時間に、約 m水位が上昇
今後とも水位の上昇が見込まれます。

また、 時 分現在、春日橋観測所付近の水位は、堤防の上まで
あと mとなっています。(場所によってはもっと小さい値となっています。)

(参考) 米之津川 春日橋観測所 (出水市昭和町)



市町村が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。

問合せ先 鹿児島県北薩地域振興局建設部建設総務課

担当

電話

(発信者 鹿児島県

)

第 8 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置

I 洪水対応

1 洪水浸水想定区域の指定

国土交通大臣及び県は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、以下のとおりである。

○ 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域

(1) 国土交通大臣が管理する河川

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町	浸水想定区域 公表HPアドレス
川内川	川内川	H28. 6. 10	薩摩川内市， さつま町， 伊佐市，湧水町	http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/bousai/kouhyou/index.html
	羽月川			
	隈之城川			
肝属川	肝属川	H29. 3. 29	鹿屋市，肝付町， 東串良町	http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi/contents/bosai/kimotsuki/flood.html
	串良川			
	高山川			
	始良川			
	下谷川			

(2) 鹿児島県知事が管理する河川

水 系 名	河 川 名	浸水想定区域 指 定 年 月 日	関 係 市 町	浸 水 想 定 区 域 公表HPアドレス
万之瀬川	万之瀬川	H29. 3. 17	南さつま市, 南九州市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suib
	加世田川			
神 之 川	神 之 川	H29. 3. 17	日置市	
	長 松 川			
	下谷口川			
花 渡 川	花 渡 川	H29. 3. 17	枕崎市	
	中 洲 川			

水 系 名	河 川 名	浸水想定区域 指 定 年 月 日	関係市町	浸 水 想 定 区 域 公表ＨＰアドレス
天 降 川	天 降 川	R1. 10. 15	霧島市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibou/shinsuisoutei.html
	手 籠 川			
	郡 田 川			
米之津川	米之津川	R1. 10. 15	出水市	
甲 突 川	甲 突 川	H30. 2. 13	鹿児島市	
川 内 川	平 佐 川	R1. 10. 15	薩摩川内市	
雄 川	雄 川	H30. 2. 13	南大隅町	
新 川	新 川	H30. 2. 13	鹿児島市	
稲 荷 川	稲 荷 川	H30. 2. 13	鹿児島市	
永 田 川	永 田 川	R1. 10. 1	鹿児島市	
本 城 川	本 城 川	R1. 10. 29	垂水市	
	井 川			

(3) 令和3年の水防法の一部改正により追加対象となった河川

水 系 名	河 川 名	浸水想定区域 指 定 年 月 日	関 係 市 町	浸 水 想 定 区 域 公表HPアドレス
貝 底 川	貝 底 川	R4. 4. 26	鹿児島市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibou/shinsuisoutei.html
和 田 川	和 田 川	R4. 4. 26	鹿児島市	
	木之下川			
稲 荷 川	稲 荷 川	R4. 4. 26	鹿児島市	
	西牟田川			
境 川	境 川	R4. 5. 20	出水市, 熊本県水俣市	
八房川	八房川	R6. 5. 28	日置市, いちき串木野市, 薩摩川内市	
大里川	大里川	R6. 5. 28	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市	
	重信川			
万之瀬川	万之瀬川	R6. 5. 28	南さつま市, 南九州市, 日置市	
	唐人塚川			
	堀川			
	境川			
	岸元川			
	大谷川			
	竹下川			
	加世田川			
	武田川			

水 系 名	河 川 名	浸水想定区域 指 定 年 月 日	関 係 市 町	浸 水 想 定 区 域 公表HPアドレス
万之瀬川	内布川	R6. 5. 28	南さつま市， 南九州市，日置市	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/sui-bo/shinsuisoutei.html
	立神川			
	田之野川			
	干河川			
	大谷川			
	松藪川			
	長谷川			
	永里川			
	山仁田川			
	刈川			
	麓川			
	厚地川			
	神殿川			
	野崎川			
永田川	永田川	R6. 5. 28	鹿児島市	
	滝之下川			
	山之田川			
脇田川	脇田川	R6. 5. 28	鹿児島市	
新川	新川	R6. 5. 28	鹿児島市	
甲突川	甲突川	R6. 5. 28	鹿児島市	
	山崎川			
	幸加木川			
	長井田川			
	犬迫川			
	花野川			
	比志島川			
	川田川			
	宮脇川			
	油須木川			
清水川	清水川	R6. 9. 3	霧島市	
天降川	天降川	R6. 9. 3	霧島市，湧水町	
	角之下川			
	手籠川			
	郡田川			
	西光寺川			
	霧島川			
	狩川			

水系名	河川名	浸水想定区域 指定年月日	関係市町	浸水想定区域 公表HPアドレス
天降川	真田川	R6. 9. 3	霧島市，湧水町	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/suibou/shinsuisoutei.html
	嘉例川			
	中初場川			
	中津川			
	小谷川			
	石坂川			
	三体川			
	久留味川			
	馬渡川			
	万膳川			
	佃川			
	竹田川			
	鯖河川			
	清水川			
	紫尾田川			
	正牟田川			
検校川	検校川	R6. 9. 3	霧島市	
	鎮守尾川			
高橋川	高橋川	R6. 9. 3	霧島市	

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報，水位到達情報，その他人的被害を生ずるおそれがある洪水，内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては，これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって，不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））で，その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設，学校，医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で

定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

⑤ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた上記Ⅱの①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

4 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達情報を定めるものとする。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよ

う努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

Ⅱ 津波対応

1 津波災害警戒区域の指定

- (1) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本指針に基づき、かつ津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」として指定した。

(2) 津波災害警戒区域を指定した市町村

指定した市町村	指定年月日	公表HP
志布志市	R3.3.26	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/bosai/kasen/tunamisaigai.html

2 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項。
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地
- (5) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法

により、住民等がその提供を受けることができる状態におくこととする。

4 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- (4) その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第 9 章 ダムの洪水調節と通報

I 鶴田ダムの洪水調節と通報

1 洪水調節等

(1) 洪水

洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒600立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(2) 洪水期間と制限水位及び予備放流水位

ア 洪水期間と制限水位

鶴田ダムの洪水期間は毎年6月11日から10月15日までの期間で、毎年10月16日から翌年6月10日までを非洪水期間とする。洪水期間における貯水位の最高水位は、次の各号に掲げる水位とし、洪水期間においては洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

一 毎年6月11日から7月31日までの期間

標高 121.1メートル

二 毎年8月1日から8月20日までの期間

標高 125.4メートル

三 毎年8月21日から8月31日までの期間

標高 133.5メートル

四 毎年9月1日から9月30日までの期間

標高 147.6メートル

五 毎年10月1日から10月15日までの期間

標高 157.0メートル

なお、貯水池の満水位は標高160.0メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

イ 予備放流水位

鶴田ダム管理所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が次の各号に規定する予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

一 6月11日から8月31日までの期間

標高 115.6メートル

二 9月1日から9月30日までの期間

標高 133.5メートル

(3) 洪水警戒体制時における措置

ア 鶴田ダム管理所長は、鹿児島地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき、予備放流を行うとき、その他洪水が予想されるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

イ 鶴田ダム管理所長は、洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に定める措置を取らなければならない。

一 国土交通省九州地方整備局、国土交通省川内川河川事務所、電源開発（株）九州支社南九州電力所その他の関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具、予備電源設備の確認その他ダムの操作に関し必要な措置を取ること。

三 洪水期にあつて水位が制限水位を超えているときは、水位を速やかに制限水位まで低下させること。

(4) 洪水調節

鶴田ダム管理所長は、次の各号に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においてはこの限りではない。

一 流入量が毎秒600立方メートルから毎秒4,200立方メートルまでの間にあつて増加し続けているときは、毎秒 $\{ (\text{流入量} - 600) \times 0.50 + 600 \}$ 立方メートルの水量を放流すること。

なお、水位が標高130.0メートル未満においては1時間あたりの平均増加量を毎秒75立方メートルを限度とし、標高130.0メートル以上においては1時間あたりの平均増加量を毎秒105立方メートルを限度として放流すること。

二 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、毎秒 $\{ (\text{前号の方法による操作中における最大流入量} - 600) \times 0.50 + 600 \}$ 立方メートルの水量と等しくなるまで、放流量を増加させて放流すること。

なお、水位が標高130.0メートル未満においては1時間あたりの平均増加量を毎秒75立方メートルを限度とし、標高130.0メートル以上においては1時間あたりの平均増加量を毎秒105立方メートルを限度として放流すること。

放流量が、毎秒 $\{ (\text{前号の方法による操作中における最大流入量} - 600) \times 0.50 + 600 \}$ 立方メートルの水量に等しくなった以後は、毎秒 $\{ (\text{前号の方法による操作中における最大流入量} - 600) \times 0.50 + 600 \}$ 立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなるときまで、又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。

三 前号の方法による操作の後、流入量が第一号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以後は、第一号及び第二号に規定する方法により放流すること。

四 洪水に達しない流水の調節のためダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒600立方メートルを下まわるまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなったとき以後は、流入量が毎秒 $\{ (\text{当該放流量} - 600) \times$

$1/0.50+600\}$ 立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量を放流すること。

五 流入量が、前号に規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量} - 600) \times 1/0.50 + 600\}$ 立方メートルを超えたとき以後は、第一号から第四号に定める方法により放流すること。

六 流入量が毎秒4,200立方メートルを超えたとき、放流量が毎秒2,400立方メートル未満の場合は、放流量の増加量を最大1時間あたり毎秒105立方メートルとして毎秒2,400立方メートルまで増加させて放流すること。また、放流量を毎秒2,400立方メートルまで増加させた以後は、流入量が毎秒2,400立方メートルに等しくなるときまで、毎秒2,400立方メートルの水量を放流すること。

七 第二号、第三号、第五号、又は第六号により放流量が流入量に等しくなった後は、ダムからの放流により速やかに水位低下を行うこと。

2 放流に関する通知等

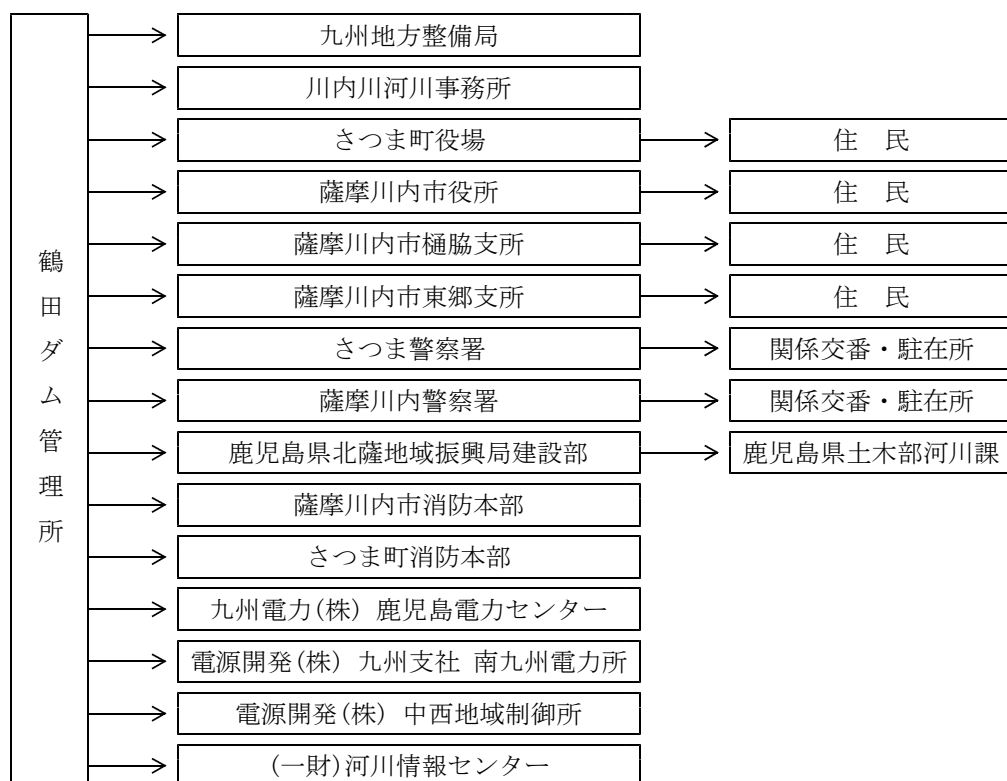
鶴田ダム管理所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、以下の放流連絡関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(1) 放流連絡関係機関

ア 方法と時期

関係機関に対する通知は、放流を開始する約1時間前に行うものとする。

イ 系統図



(2) 一般住民への直接通報

ア 警報所によるもの

サイレンもしくは疑似音による吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。

<u>音声放送</u>	<u>吹鳴</u>	休止	<u>吹鳴</u>	休止	<u>吹鳴</u>
約 2 分	約 1 分	約15秒	約 1 分	約15秒	約 1 分

警報所による警報は、サイレンによる吹鳴（約 1 分，約15秒休止，約 1 分，約15秒休止，約 1 分）と附設されたスピーカーにより，ダム管理所は放流開始約50分前及び放流直前，神子警報所は放流開始約50分前，その他の警報所では各地点において増水する約 1 時間前に河川水位の増加時刻及び増加見込等については行うものとする。

なお，警報所は次の25箇所である。

ダム管理所，神子，前田，柏原，餅坂，屋地，城之口，園田，川口，船木，山ノ口，須杭，石橋，倉野，一瀬，南瀬，後ヶ原，司野，池平，上水流，東郷，烏山，白浜，天辰，大小路

イ 警報車によるもの

アに規定する措置のほか，警報車による下流の巡視を行うものとする。

II 川辺ダムの洪水調節と通報

1 洪水

洪水は，流水の貯水地への流入量が毎秒40立方メートル以上である場合における当該流水とする。

2 洪水警戒体制

南薩地域振興局建設部長（以下，この項において「部長」という。）は，次の各号に該当する場合には，洪水警戒体制を取らなければならない。

- (1) 鹿児島地方気象台から降雨に関する警報が発令されたとき。
- (2) 川辺ダム流域内において連続雨量が90ミリメートルに達し，さらに時間雨量が17ミリメートルを超えると予想されるとき。
- (3) 鹿児島地方気象台から暴風警報が発令されたとき。
- (4) その他部長が必要と認めるとき。

3 洪水警戒体制時における措置

部長は，前記 2 により洪水警戒体制を取ったときは，直ちに次に掲げる措置を取らなければならない。

- (1) 鹿児島県土木部河川課，鹿児島地方気象台及び関係機関との連絡，気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

4 洪水調節等

洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

5 放流に関する通知等

- (1) 部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を取らなければならない。

ア 放流連絡関係機関

(ア) 方法及び時期

次に掲げる場合（aの場合においては、各報道機関を除く。）は、関係機関に通知等を行うものとする。

- a ダム下流において30分につき30センチメートル以上の水位変動が生じると予想される場合
- b 緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）の開始が予測された場合
- c 緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が開始された場合
- d 緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が終了し、今後再開する見込みがない場合

(イ) 川辺ダム関係機関

関係機関	所在地・電話番号	関係機関	所在地・電話番号
鹿児島県土木部 河川課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-3581	南さつま消防署 金峰分遣隊	南さつま市金峰町尾下1679 TEL 0993-77-1304
鹿児島県工業用水道部 工業用水課	鹿児島市谷山中央2-702-13 TEL 099-268-7601	鹿児島地方气象台	鹿児島市東郡元町4-1 TEL 099-250-9912
鹿児島市水道局	鹿児島市鴨池新町1-10 TEL 099-257-7111	篠井堰水利組合	南九州市川辺町清水1399 TEL 0993-56-2413
南さつま市	南さつま市加世田川畑2648 TEL 0993-53-2111	岩屋井堰水利組合	南九州市川辺町清水3278-2 TEL 0993-56-1561
南九州市	南九州市知覧町郡6204 TEL 0993-83-2511	横手井堰水利組合	南九州市川辺町古殿501 TEL 0993-56-1351
南九州警察署	南九州市知覧町郡4980-3 TEL 0993-83-1110	両添区水利組合	南九州市川辺町両添481 TEL 0993-56-2316
南さつま警察署	南さつま市加世田地頭所1-2 TEL 0993-52-2110	平山区水利組合	南九州市川辺町平山4032 TEL 0993-56-4746
南さつま市消防本部	南さつま市加世田東本町24 TEL 0993-52-3145	田部田水利組合	南九州市川辺町田部田4297 TEL 0993-56-1611
指宿南九州消防組合 川辺分遣所	南九州市川辺町平山6950-1 TEL 0993-56-2001	九州電力万之瀬ダム	南九州市川辺町永田133-1 TEL 099-285-5357 (九電土木建築グループ直通)
各報道機関	—	鹿児島県 災害対策課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-2276

イ 一般住民への直接通報

部長は、前記(ア)により通知等を行う場合においては、ダム地点より野崎川合流点までの区間にサイレンを吹鳴させるとともに、警報車により警報を行わなければならない。

Ⅲ 大和ダムの洪水調節と通報

1 洪水

洪水は、流水の貯水地への流入量が毎秒6.0立方メートル以上である場合における当該流水とする。

2 洪水警戒体制

大島支庁建設部長（以下、この項において「部長」という。）は、次の各号に該当する場合には、洪水警戒体制を取らなければならない。

- (1) 大和ダム雨量観測局において、降り始めからの雨量が70.0ミリメートルに達した後、さらに時間雨量が15.0ミリメートルを超えると予想されるとき
- (2) 先行降雨等の気象状況から水防情報班が配備が必要と判断したとき
- (3) 局地的な降雨により(1)及び(2)の基準に達したとき

3 洪水警戒体制時における措置

部長は、前記2により洪水警戒体制を取ったときは、直ちに次に掲げる措置を取らなければならない。

- (1) 鹿児島県土木部河川課、名瀬測候所及び関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

4 洪水調節等

洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

5 放流に関する通知等

- (1) 部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を取らなければならない。

ア 放流連絡関係機関

(ア) 方法及び時期

次に掲げる場合（aの場合においては、各報道機関を除く。）は、関係機関に通知等を行うものとする。

- a ダム下流において30分につき30センチメートル以上の水位変動が生じると予想される場合
- b 緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）の開始が予測された場合
- c 緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が開始された場合

- d 緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が終了し、今後再開する見込みがない場合

(イ) 大和ダム関係機関

関係機関	所在地・電話番号	関係機関	所在地・電話番号
鹿児島県土木部 河川課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-3581	大島地区消防組合 大和消防分駐所	大島郡大和村思勝477-1 TEL 0997-57-2219
大和村	大島郡大和村大和浜100 TEL 0997-57-2111	名瀬測候所	奄美市名瀬港町8-1 TEL 0997-52-0375
奄美警察署	奄美市名瀬長浜町5-2 TEL 0997-53-0110	鹿児島県 災害対策課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-2276
大和駐在所	大島郡大和村大和浜107-1 TEL 0997-53-0110 (内線536)	各報道機関	—

イ 一般住民への直接通報

部長は、前記(7)により通知等を行う場合においては、ダム地点から大和川合流地点までの区間にサイレンを吹鳴させるとともに、警報車により警報を行わなければならない。

IV 西之谷ダムの洪水調節と通報

1 洪水

洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒23.0立方メートル以上である場合における当該流水とする。

2 洪水警戒体制

鹿児島地域振興局建設部長（以下、この項において「部長」という。）は、次の各号に該当する場合には、洪水警戒体制を取らなければならない。

- (1) 鹿児島地方気象台から降雨に関する警報が発令されたとき。
- (2) ダム流域内において降り始めからの累計雨量が80ミリメートルに達した後、さらに1時間雨量が20ミリメートルを越えると予想されるとき。
- (3) その他部長が必要と認めるとき。

3 洪水警戒体制時における措置

部長は、前記2により洪水警戒体制を取ったときは、直ちに次に掲げる措置を取らなければならない。

- (1) 鹿児島県土木部河川課、鹿児島地方気象台及び関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置

4 洪水調節等

洪水調節等は、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

5 放流に関する通知等

- (1) 部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を取らなければならない。

ア 放流連絡関係機関

(ア) 方法及び時期

次に該当する場合は、関係機関に通知等を行うものとする。

- a 緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）の開始が予測された場合
- b 緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が開始された場合
- c 緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）が終了し、今後再開する見込みがない場合

(イ) 西之谷ダム関係機関

関係機関	所在地・電話番号	関係機関	所在地・電話番号
鹿児島県土木部 河川課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-3581	鹿児島地方气象台	鹿児島市東郡元町4-1 TEL 099-250-9912
鹿児島市 危機管理課	鹿児島市山下町11-1 TEL 099-216-1213	鹿児島県 災害対策課	鹿児島市鴨池新町10-1 TEL 099-286-2276
鹿児島西警察署	鹿児島市城西3-8-10 TEL 099-285-0110	各報道機関	—

イ 一般住民への直接通報

部長は、前記(ア)により通知等を行う場合においては、ダム地点におけるサイレンを吹鳴させるとともに、ダム地点から新川河口地点までの区間の警報車による警報を行わなければならない。

V 防災ダム

1 操作

防災ダムの管理者は、県水防本部又は所轄地域振興局建設部等から注意報又は警報を受けたときは、直ちに洪水警戒体制を取るとともに、水防管理者及び関係機関と連絡を密にしながら操作規程の定めるところに従って操作しなければならない。

2 観測と通報

防災ダムの管理者は、ダムの水位、流量を観測するとともに、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合は、観測の結果及びダムの操作状況を所轄地域振興局建設部等へ通報しなければならない。

3 洪水調節の指示

河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認めるときは、災害発生防止のため、ダム管理者に対し、予備放流を命ずる等必要な措置を取るべきことを指示することができる。

※防災ダム一覧表

ダ ム 名	水系名	河川名	位 置	管 理 者	有効貯水量 (m ³)	堤高 (m)	電話番号
串木野防災ダム	五反田川	五反田川	いちき串木 野市	いちき串木 野市	1,500,000	31.7	0996-21-5123
高松防災ダム	高松川	高松川	阿久根市	阿久根市	1,126,000	37.0	0996-73-0233
高尾野防災ダム	高尾野川	高尾野川	出水市	出水市	750,000	35.0	0996-82-0139
清浦防災ダム	川内川	樋脇川	薩摩川内市	薩摩川内市	855,000	38.1	0996-44-2300
永吉防災ダム	永吉川	永吉川 (二俣川)	日置市	日置市	996,000	37.0	099-296-2114
市来防災ダム	八房川	八房川	いちき串木 野市	いちき串木 野市	1,930,000	41.0	0996-21-5123
御手洗防災ダム	高尾野川	御手洗川	出水市	出水市	1,140,000	43.4	0996-84-2531

VI 事前放流を実施するダム

ダム管理者は、大雨が予測された場合、治水協定に基づく事前放流により、洪水調節に資する容量を確保し、下流域の浸水被害の軽減を図るものとする。

事前放流を実施するダム一覧

水系	ダム名	水系名	河川名	実施者	洪水調節容量 (万m3)	洪水調節に資する 容量 (万m3)
一級河川	鶴田	川内川	川内川	国土交通省	4,200 ~9,800	2,700.0
	川内川第二			電源開発(株)	0.0	223.0
	清浦		樋脇川	薩摩川内市	0.0	7.8
	十曾		十曾川	山野十曾土地改良区	0.0	85.5
	高隈	肝属川	串良川	笠野原土地改良区	0.0	299.4
	荒瀬		荒瀬川	肝属中部土地改良区	0.0	7.0
	中岳	大淀川	大淀川	曾於市, 志布志市	0.0	33.1
	谷川内		谷川内川	曾於市	0.0	22.5
	8基	3水系	7河川			3,378.3
二級河川	永吉	永吉川	二俣川	日置市	0.0	82.9
	串木野	五反田川	五反田川	いちき串木野市	0.0	150.0
	市来	八房川	八房川	いちき串木野市	0.0	193.0
	川辺	万之瀬川	万之瀬川	南薩地域振興局建設部	180.0	19.8
	金峰		長谷川	金峰町土地改良区	0.0	15.5
	高川	米之津川	高川	出水市	0.0	75.0
	高尾野	高尾野川	高尾野川	出水市	0.0	75.0
	御手洗		御手洗川	出水市	0.0	114.0
	高松	高松川	高松川	阿久根市	0.0	112.6
	竹山	網掛川	宇曾/木川	十三塚原土地改良区	0.0	14.5
	輝北	菱田川	大鳥川	鹿屋市, 志布志市, 大崎町	0.0	44.0
	尾立	安房川	荒川	屋久島電工(株)	0.0	217.7
	大和	大和川	三田川	大島支庁建設部	51.7	12.5
	大川	大川	大川	奄美市	0.0	10.6
	新住用川	住用川	住用川	九州電力(株)	0.0	8.1
	徳之島	秋利神川	秋利神川	天城町, 徳之島町, 伊仙町	0.0	8.5
	南部		麦野川	天城町	0.0	2.3
	西部	ウワナル川	ウワナル川	伊仙町	0.0	2.5
	東部	面縄川	面縄川	伊仙町	0.0	1.7
	神嶺	亀徳川	亀徳川	徳之島町	0.0	3.0
	母間	伊宝川	伊宝川	徳之島町	0.0	2.5
	西京	西京川	又延川	徳之島町	0.0	1.1
	22基	19水系	22河川		303.5	1,166.8
	30基	22水系	28河川			4,545.1

〇〇〇ダム 緊急情報

至急

確認欄

「緊急放流」 開始

発表形式1

(〇〇地域振興局建設部発信)

ダム 緊急情報 第 号	種 別	ダ ム 名
	洪水流出	まるまるだむ 〇〇ダム
		所 在 地
		〇〇市〇〇町〇〇
年 月 日 時 分 〇〇地域振興局建設部 発表		
【現在の貯水率： %】 まるまるだむ 〇〇ダムの貯水池は、 ____月 ____日 ____時 ____分頃には貯留限界を超え、 まるまるがわ 下流の 〇〇川 の水量が急激に増える「緊急放流(非常用洪水吐からの越流)」 となりました。		
通報機関名		
災害本部 災害対策 課	青潮会	NHK 報道
		MBC 報道
		KTS 報道
		KKB 報道
		KYT 報道
		FM 鹿児島 ・ あまみ
【備 考】 計画規模(〇〇年に1回程度)を超える流入量となり、ダムに水を貯められなくなった為、 ダムを越流して下流に流れ込んでいます。 下流では急激に水位が上昇し、洪水氾濫のおそれがあります。		

※緊急放流について

ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなり、ダムの非常用洪水吐から越流させてダムへの流入量をそのまま下流に通過させることです。(人的操作を行うものではありません。)

※非常用洪水吐について

ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になった場合、ダムの頂上付近から放流する施設が非常用洪水吐です。

〇〇〇ダム 緊急情報

「緊急放流」 終了

発表形式1

(〇〇地域振興局建設部発信)

ダ ム 緊急情報 第 号	種 別	ダ ム 名					
	洪水流出	まるまるだむ 〇〇ダム					
		所 在 地					
		〇〇市〇〇町〇〇					
年 月 日 時 分 〇〇地域振興局建設部 発表							
【現在の貯水率： %】 まるまるだむ 〇〇ダム への降雨流入は減少傾向にあり、 ____月 ____日 ____時 ____分頃 「緊急放流(非常用洪水吐からの越流)」を終了しました。 まるまるがわ 下流の 〇〇川 の水量が減少するまでは時間を要しますので、 引き続き注意してください。							
通報機関名							
災害本部 災害対策 課	青潮会	NHK 報道	MBC 報道	KTS 報道	KKB 報道	KYT 報道	FM 鹿児島 ・ あまみ
【備 考】 ダムに流入した水が、ダムを越流して流下する状態はなくなりましたが、下流の〇〇川では、引き続き水位が高い状態が続きますので、注意してください。							

※緊急放流について

ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなり、ダムの非常用洪水吐から越流させてダムへの流入量をそのまま下流に通過させることです。(人的操作を行うものではありません。)

※非常用洪水吐について

ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になった場合、ダムの頂上付近から放流する施設が非常用洪水吐です。

第 10 章 出 動 ・ 監 視 ・ 警 戒 及 び 水 防 作 業

気象注意報及び気象警報又は水防警報の発令があった場合における水防関係職員その他の関係者の水防のための出動，監視，警戒及び水防作業は，気象の状況，水位の状況等によって次のとおり実施しなければならない。

I 出 動

1 出動準備

水防管理者は，次の場合管下の水防団又は消防機関等に対し出動準備をさせる。

- (1) 水防警報河川にあっては出動準備を要する水防警報が発令されたとき。
- (2) 河川等の水位が氾濫注意水位に達し，なお上昇のおそれがあり，かつ，出動の必要が予測されるとき。
- (3) 気象状況等から高潮の危険が予知されるとき。

2 出 動

水防管理者は，次の場合直ちに管下水防団又は消防機関をしてあらかじめ定められた計画に従い出動せしめ，警戒配置につかせ，その旨地域振興局建設部長等に報告するものとする。

- (1) 水防警報河川にあっては，水防出動を要する警報事項の伝達を受けたとき。
- (2) 河川の水位が氾濫注意水位に達し，なお上昇のおそれがあり，非常事態の予測されるとき。
- (3) 堤防に異常を発見したとき。
- (4) 気象状況・風速等により高潮の危険が予知されるとき。

II 巡視及び警戒

1 常時監視

水防管理者，水防団長又は消防機関の長は，常時巡視員を設け，随時区域内の河川海岸堤防等を巡視せしめ，水防上危険であると認められる箇所があるときは，当該河川，海岸堤防等の管理者に連絡して，必要な措置を求めなければならない。

2 非常警戒

水防管理者は，出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし，特に既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡視し，特に次の状態に注意し，異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに，所轄地域振興局建設部長等に報告し，地域振興局建設部長等は，水防本部に報告するものとする。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水によるひび及び欠け崩れ
- (2) 堤防の冠水状況
- (3) 堤防の上端のひび又は沈下
- (4) 川側堤防斜面のひび又は欠け崩れ
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水
- (6) 橋りょうその他の工作物と堤防との取付部分の異常

3 警戒区域の設定

- (1) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- (2) (1)の場所においては、水防団長、水防団員若しくは、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、(1)に規定する者の職権を行うことができる。

Ⅲ 非常事態の発生と水防作業

1 非常事態の発生

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、その区域の水防管理者は、直ちにその旨を所轄地域振興局建設部長等並びに氾濫のおそれある方向の隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報しなければならない。

2 応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

3 自衛隊の出動

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条により、自衛隊は災害に際し、知事の要請により、あるいは緊急の場合は、独自の判断により出動する。

4 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

5 水防作業

洪水に際して堤防に異常の起こる時期は、滞水時間によることはもちろんであるが、大体水位が氾濫注意水位を突破する前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起こる場合が多く、水位が7～8割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても直ちに警戒を解いてはならない。

作業を実施するに当たっては、堤防の組織材料、流速、堤防斜面、護岸の状態等を考慮して、最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工することが必要である。

工法は、その選定を誤らなければ、一種類の工法を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、ときには数種の工法を併施してはじめてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を逐次施工し、極力水害の防止に努めなければならない。

水防作業を必要とする発生事態とその各々に適合する施策工法等は、次表のとおりである。

水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に利用する資材
越水	積み土俵工	堤防上端に土俵または土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防上端にくいを打ちせき板を当てる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防上端に土俵の代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防上端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防居住地側斜面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い場所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防居住地側斜面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水 対策	堤防 居住 地側 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	一般河川(漏水量の少ない場所)	防水シート、丸太、竹
漏水 対策	堤防 川側 対策	詰め土俵工	一般河川(構造物のある所、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	一般河川(水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	都市周辺河川 (むしろの入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	一般河川(水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
	洗掘	むしろ張り工 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	急流河川、砂利堤防	鉄線、蛇かご、詰め石、くい、鉄線

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に利用する資材
洗掘		捨て土のう工 捨て石工	堤防川側斜面決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防川側斜面の決壊による断面不足を補うため裏のりに土俵を積む	凸側堤防、他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りおのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	堤防上端	折り返し工	堤防上端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいと鉄線を用いる	砂質堤防	くい、鉄線
	堤防上端と堤防居住地側斜面	控え取り工	き裂が堤防上端から堤防居住地側斜面にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が堤防上端から堤防居住地側斜面にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
堤防居住地側斜面崩壊	き裂	ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
		五徳縫い工	堤防居住地側斜面のき裂を竹で縫い、崩落を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	堤防居住地側斜面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	堤防居住地側斜面のき裂が浅いとき、堤防斜面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	堤防居住地側斜面先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	堤防居住地側斜面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	堤防居住地側斜面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土俵工	堤防居住地側斜面にくいを打ち並べ、中詰めに土俵を入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土俵羽口工	堤防居住地側斜面に土俵を小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	堤防居住地側斜面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土俵を入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土俵工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくをつくる	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	堤防居住地側斜面にくいを打ちさくを作り中詰め土俵を入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

（「実務者のための水防技術ハンドブック」より）

Ⅳ 相互協定

隣接する水防管理団体は，協力応援など水防事務に関し，あらかじめ協定しておかなければならない。

第 11 章 通信連絡及び輸送

I 通信連絡

- 1 水防時に必要とする連絡のため、電話、無線電話、電報等の通信を要するものの主な系統は、第4章のIの7に定めたものとする。
- 2 水防通信受発地点、水防倉庫設置箇所、水防作業現場等には、必ず連絡用自動車等を設置しなければならない。
- 3 水防上緊急を要する通信については、非常通信の取扱いをするものとする。

II 非常時、通信の確保

1 ダイヤル通話とふくそう対策

大雨、洪水、高潮又は津波等の発生に際し防災関係機関の円滑な情報連絡を確保するため、NTTとしては、重要通信のそ通確保に支障をきたさないよう次の措置を講じる。

(1) 防災関係機関の重要通話を確保する。

電話サービス契約約款第68条の2に定める災害時優先電話の選定を適切に行い、通話規制の対象にしない。

(2) 街頭公衆電話（グレー、緑色）からの通話は規制されない。

(3) 水防に関する主な災害時防災関係機関名は、別表11のとおりである。

2 非常通話及び電報の取扱い

(1) 非常電話の取扱い

防災関係機関は、災害時における非常電話による優先利用を図るため、平常時からNTT西日本鹿児島支店に連絡し、非常電話の指定を受けておくものとする。

(2) 電報の取扱い

災害対策のため特に緊急を要する電報は、「非常扱い電報」の取扱いを受け、電報の優先利用を図るものとする。

「非常扱い電報」を申し込むに当たっては、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出る。

3 通信の途絶防止

災害が発生した場合、次により臨機に措置をとり、通信のふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

(1) 通信回線が途絶した場合、ポータブル衛星設備等の運用により、特設公衆電話の設置等を図る。

(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保をする必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。

- (3) 著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を速やかに提供する。

4 非常通信

大雨、洪水、高潮又は津波等のため非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又は、これを利用することが著しく困難であるときは、人命救助、災害の救援、交通通信の確保及び秩序維持のために限って利用することができる。

(1) 取扱い局

非常通信の取扱いは、すべての無線固定局、移動局であって災害地域等に無線局（パトロールカー等陸上移動局）が派遣され、又は、移動している場合は、その無線局を利用することができる。

- (2) 非常通信取扱機関一覧表は、別表11のとおりである。

Ⅲ 鹿児島県防災行政、水防及び消防防災無線の取扱い

1 無線局の運用

(1) 平常

常時運用とする。通信の運用については、鹿児島県防災行政無線管理運用規程による。

(2) 非常時

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、通話がふくそうし、災害に関する無線電話の運用に支障をきたすおそれがある場合は、統制局の統制により運用する。

2 鹿児島県防災行政無線設置状況とその系統

(1) 移動通信系

設置場所	移動局		概要
	呼出名称	出力(W)	
県庁	ぼうさいかごしまけんちょう1～3	5	車載型
	ぼうさいかごしまけんちょう101, 102	2	携帯型
鹿児島地域振興局	ぼうさいかごしま1～5	5	車載型
	ぼうさいかごしま101, 102	2	携帯型
指宿庁舎	ぼうさいいぶすき1～2	5	車載型
	ぼうさいいぶすき101, 102	2	携帯型
南薩地域振興局	ぼうさいなんさつ1～6	5	車載型
	ぼうさいなんさつ101, 102	2	携帯型
日置庁舎	ぼうさいひおき1, 2	5	車載型
	ぼうさいひおき101, 102	2	携帯型
北薩地域振興局	ぼうさいほくさつ1～10	5	車載型
	ぼうさいほくさつ101, 102	2	携帯型
甕島支所	ぼうさいこしき1, 2	5	車載型
	ぼうさいこしき101, 102	2	携帯型
出水庁舎	ぼうさいいずみ1～4	5	車載型
	ぼうさいいずみ101, 102	2	携帯型
伊佐庁舎	ぼうさいさ1～4	5	車載型
	ぼうさいさ101, 102	2	携帯型
始良・伊佐地域振興局	ぼうさいあいらいさ1～9	5	車載型
	ぼうさいいずみ101, 102	2	携帯型
NHK鹿児島放送局	ぼうさいかごしまけん102	5	可搬型
曾於支所	ぼうさいそお1～3	5	車載型
	ぼうさいそお101, 102	2	携帯型
大隅地域振興局	ぼうさいおおすみ1～11	5	車載型
	ぼうさいおおすみ101, 102	2	携帯型
熊毛支庁	ぼうさいくまげ1	5	車載型
	ぼうさいくまげ101, 102	2	携帯型
屋久島事務所	ぼうさいやくしま1	5	車載型
	ぼうさいやくしま101, 102	2	携帯型
大島支庁	ぼうさいおおしま1～3	5	車載型
	ぼうさいおおしま101, 102	2	携帯型
徳之島事務所	ぼうさいとくのしま1	5	車載型
	ぼうさいとくのしま101, 102	2	携帯型
瀬戸内事務所	ぼうさいせとうち101, 102	2	携帯型
沖永良部事務所	ぼうさいおきのえらぶ101, 102	2	携帯型
喜界事務所	ぼうさいきかい101, 102	2	携帯型

設置場所	基 地 局	
	呼出名称	出力 (W)
紫尾山中継局	ぼうさいしびさん	20
尾巡山中継局	ぼうさいおめぐりやま	20
牟礼ヶ岡中継局	ぼうさいむれがおか	20
浅谷中継局	ぼうさいあさに	20
国見山中継局	ぼうさいくにみやま	20
国見山中継局	ぼうさいくにみやま	20
能野中継局	ぼうさいよきの	20

設置場所	基 地 局	
	呼出名称	出力 (W)
湯湾岳中継局	ぼうさいゆわんだけ	20
井之川岳中継局	ぼうさいいのかわだけ	20
高知山中継局	ぼうさいこうちやま	20
永田山中継局	ぼうさいながたやま	20
大山中継局	ぼうさいおおやま	20
百之台中継局	ぼうさいひゃくの い	20
中甕中継局	ぼうさいなかこしき	20

(2) 消防・防災ヘリ通信系

設置場所	呼 出 名 称	出力 (W)	摘要
防災ヘリ	J A KAGOSHIMA かごしまけんぼうさいヘリ 1 (全県, 防災相互, 消防)	1	航空機局 携帯局
防災航空センター	かごしまけんぼうさいヘリきち	10	航空局
	かごしまけんぼうさいフライトサービス	10	〃
	かごしまけんぼうさいフライトサービス81	5	〃
	かごしまけんぼうさいフライトサービス82	5	〃
合庁局 (23)	かごしまけんぼうさい25～47	5	携帯局
市町村局等 (107)	かごしまけんぼうさい101～207	5	携帯局
県庁中継局	くにみやまぼうさい	10	携帯基地局
	しびさんぼうさい	10	〃
	おめぐりやまぼうさい	10	〃
	ながたやまぼうさい	10	〃
	いのかわだけぼうさい	10	〃
	かごしまけんぼうさい	10	〃

(3) 固定通信系

設置場所	呼出名称
県庁	ぼうさいかごしまけんちょう
鹿児島地域振興局本庁舎	〃 かごしまちいきしんこうきょく
〃 日置庁舎	〃 ひおきちゅうざい
南薩地域振興局本庁舎	〃 なんさつちいきしんこうきょく
〃 指宿庁舎	〃 いぶすきちゅうざい
北薩地域振興局本庁舎	〃 ほくさつちいきしんこうきょく
〃 出水庁舎	〃 いずみちゅうざい
〃 甕島支所	〃 こしきじましよ
始良・伊佐地域振興局本庁舎	〃 あいらいさちいきしんこうきょく
〃 伊佐庁舎	〃 いさちゅうざい
大隅地域振興局本庁舎	〃 おおすみちいきしんこうきょく
〃 曾於庁舎	〃 そおちゅうざい
熊毛支庁舎	〃 くまげしちょう
屋久島庁舎	〃 やくしまじむしよ
瀬戸内庁舎	〃 せとうちじむしよ
喜界庁舎	〃 きかいじむしよ
徳之島庁舎	〃 とくのしまじむしよ
沖永良部庁舎	〃 おきえらぶじむしよ

(4) 中継局（固定局）

設置場所	呼出名称	設置場所	呼出名称
紫尾山中継局	ぼうさいしびさん	能野中継局	ぼうさいよきの
尾巡山 〃	〃 おめぐりやま	湯湾岳 〃	〃 ゆわんだけ
牟礼ヶ岡 〃	〃 むれがおか	高知山 〃	〃 こうちやま
浅谷 〃	〃 あさたに	永田山 〃	〃 ながたやま
国見山 〃	〃 くにみやま	大山 〃	〃 おおやま
長屋山 〃	〃 ちょうやさん	屋敷平 〃	〃 やしきでら
惣陣ヶ丘 〃	〃 そうじんがおか	悪石島 〃	〃 あくせきじま
宮田山 〃	〃 みやたやま	屋久島 〃	〃 やくしま
猪鹿倉 〃	〃 いがくら	中之島 〃	〃 なかのしま
天堂ヶ尾 〃	〃 てんどうがお	百之台 〃	〃 ひゃくのだい
長城 〃	〃 ちょうじょう	徳之島 〃	〃 とくのしま
井之川岳 〃	〃 いのかわだけ	中甕 〃	〃 なかこしき

(5) 地域衛星通信系

設置場所		
鹿児島県庁	永田山無線中継局	大山無線中継局

(6) 衛星携帯電話[半固定・防災連絡用]

設 置 場 所			
鹿児島県庁	熊毛支庁	大島支庁	鹿児島市
鹿屋市	枕崎市	阿久根市	出水市
指宿市	西之表市	垂水市	薩摩川内市
日置市	曾於市	霧島市	いちき串木野市
南さつま市	志布志市	奄美市	南九州市
伊佐市	姶良市	三島村	十島村
さつま町	長島町	湧水町	大崎町
東串良町	錦江町	南大隅町	肝付町
中種子町	南種子町	屋久島町	大和村
宇検村	瀬戸内町	龍郷町	喜界町
徳之島町	天城町	伊仙町	和泊町
知名町	与論町		

(7) 衛星映像受信装置

設 置 場 所			
防災航空センター	鹿児島市	鹿屋市	枕崎市
阿久根市	出水市	指宿市	西之表市
垂水市	薩摩川内市	日置市	曾於市
霧島市	いちき串木野市	南さつま市	志布志市
奄美市	南九州市	伊佐市	姶良市
三島村	十島村	さつま町	長島町
湧水町	大崎町	東串良町	錦江町
南大隅町	肝付町	中種子町	南種子町
屋久島町	大和村	宇検村	瀬戸内町
龍郷町	喜界町	徳之島町	天城町
伊仙町	和泊町	知名町	与論町

3 鹿児島県水防・消防防災無線設置状況とその系統

設置場所	呼出名称	出力(W)	摘要
県庁（固定）	すいぼうかごしま	0.1	装置共用

4 鹿児島県無線系統図

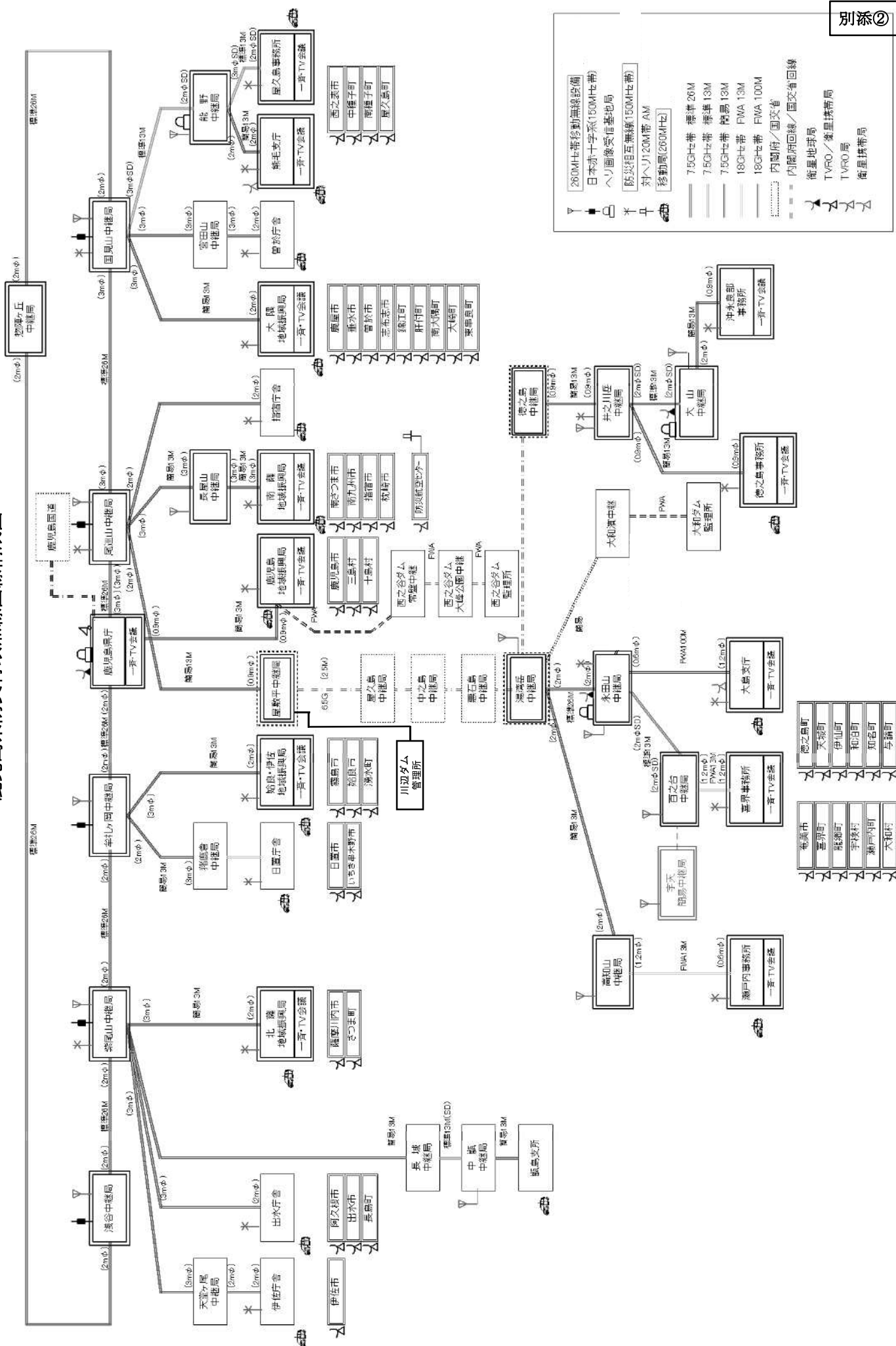
(別紙)

IV 輸送

- 1 本部一地域振興局間の輸送経路については、本部において管内からの通報に基づく状態に従って通行路線を決定し、輸送の正確を図らねばならない。

- 2 地域振興局等－水防管理団体間の輸送経路については，地域振興局建設部長等は，かねて管内の輸送経路を定めて，管内の報告に基づく状況に従って通行路線を指示しなければならない。

鹿児島県防災行政無線回線構成図



第 12 章 避難のための立退き

洪水，高潮，津波等により著しい危険が切迫していると認められるときは，水防法第29条の規定に基づき，本部長，その命令を受けた職員又は水防管理者は，必要と認める区域の居住者に対し，避難のための立退き又はその準備を指示する。

水防管理者は，所轄警察署長と，あらかじめ，避難先，避難経路等について協議し，必要な措置を講じておかなければならない。

水防管理者が立退きを指示したときは，速やかに水防本部にその旨報告しなければならない。

第 13 章 費用負担と公用負担

I 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、その水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって定める。

II 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用及び収用

ウ 車両その他の運搬具又は器具の使用

エ 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定によって公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、これらの委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

第	号
公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書	
年 齢 氏 名	
上記の者に〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者（水防団長、消防機関の長）	
氏 名	印

3 公用負担証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に渡さなければならない。

第 号				
公 用 負 担 証 票				
物 件	数 量	負担内容（使用収用処分等）	期 間	摘 要
年 月 日 水防管理者氏名 ㊟ （水防団長・消防機関の長） 事務取扱者氏名 ㊟ 殿				

Ⅲ 損失補償

前記権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。

第 14 章 水 防 解 除

- 1 水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、警戒の必要がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに、所轄地域振興局建設部等にその旨報告するものとする。
- 2 地域振興局建設部長等は、水防管理者からの報告により所轄区域の水防管理団体がすべて水防活動体制を解除したときは、地域振興局建設部等の水防体制を解除し、本部長に報告する。
- 3 本部長は、地域振興局建設部長等からの報告により県下の地域振興局建設部等がすべて水防体制を解除し、洪水又は高潮のおそれがなくなったときは、本部の水防活動体制を解除し、その旨一般に周知させる。

第 15 章 水防報告と水防記録

I 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防，その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具，資材の種類，数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出動の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 殊勲水防団とその功績
- ⑰ 今後の水防について考慮を要する点，その他水防管理団体の所見

II 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を別記第1号様式及び別記第2号様式により、水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（九州地方整備局）に報告するものとする。

別記第1号様式

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時			至 月 日 時					
出動人員	水防団員		消防団		その他		合計		
水防作業の概況及び工法	箇所： 工法：								
水防の結果	効果被害	堤防 m m	田 ㎡ ㎡	畑 ㎡ ㎡	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用資器材	かます, 俵					居住者の			
	万年, 土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死傷			
	その他					雨量水位の			
					状況				
水防活動に関する 自己批判									
備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

令和〇年台風〇号における水防活動 （〇〇県〇〇市消防団・令和〇年〇月〇日～〇日）

〇概要

〇〇市消防団は、令和〇年8月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真
-------------------	-------------------

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真
-------------------	-------------------

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第 16 章 水 防 管 理 団 体 の 水 防 計 画

- 1 指定水防管理団体の水防管理者は、水防法第33条の規定により、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ当該団体の水防協議会又は防災会議に諮らなければならない。
なお、非指定水防管理団体においても、水防計画を作成しておくことが望ましい。
- 3 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、毎年当該水防管理団体の水防計画を関係地域振興局建設部長等、関係警察署長及び消防機関の長に通知しなければならない。
- 5 予想される水災の危険の周知

第 17 章 協 力 及 び 協 定

I 河川管理者の協力

河川管理者国土交通省九州地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、鹿児島県内の水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位，河川管理施設の操作状況に関する情報，ＣＣＴＶの映像，ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- 5 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 6 水防活動の記録及び広報

Ⅱ 宮崎県との協定事項

大淀川水系及び川内川水系の水防管理については、互いに連絡を密にし、相互の応援は支障のない範囲で協力する旨の協定を締結している。

(参考) 大淀川水系，川内川水系水防協定書

大淀川水系，川内川水系水防協定書

大淀川水系及び川内川水系の水防管理については、水防法第7条第3項の規定により下記のとおり定める。

記

- 1 両県にまたがる大淀川（支川を含む）及び川内川の関係水防管理者は、それぞれ、管内堤防が決壊もしくは溢水の危険がある場合又は決壊した場合は、直ちに関係の水防管理者に通報するとともに、その後の情報を連絡するものとする。
- 2 前項の水防管理者は、関係水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防活動に支障のない範囲で、水防作業員又は必要資材器具等の応援をなすものとする。

昭和63年4月13日

宮崎県知事 松形 祐 堯
鹿児島県知事 鎌田 要 人

第 18 章 水防施設及び水防器具

I 水防施設

- 1 指定水防管理団体は、水防倉庫又は水防資材の備付場をなるべく水防活動に便利な場所に設置し、必要な器具資材を準備しておかなければならない。
- 2 その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて必要な準備をしておくものとする。
- 3 水防倉庫又は水防器具資材の備付場には、その施設に応じて標準備蓄数量を明記した木製標札をかけること。

II 地域振興局建設部等整備水防器具資材

- 1 水防器具資材は、最小限度の数量をもって最大の効果をあげるよう常に留意し、使用方法の適確を期するとともに、水防の必要な場合に支障のないよう水防以外の目的に使用してはならない。
使用の主な場合は、決壊のおそれある堤防護岸等の出水前の応急補強工作上必要があるとき及び水防上緊急を要し、水防管理団体の資材で間に合わず、特に水防管理者から要請のあったときとする。
- 2 豪雨出水の際、地域振興局建設部等の備蓄資材に不足を生じ、緊急な必要があるときは、本部に連絡のうえ隣接地域振興局建設部等に資材の応援配賦を求めるものとし、要請された地域振興局建設部等ではできる限り協力するものとする。
- 3 水防資材の受払いについては、別記第 3 号様式の受払簿を備え、常に正確に受払いを記入し、使用したとき又はその後の水防に支障のあるときは直ちに、その他の場合は月末までに、別記第 4 号様式の報告書を本部長に提出しなければならない。

別記第 3 号様式

品 名

水防資材受払簿

取扱者氏名

責任者印	年 月 日	単 位	受	払	残	摘 要

別記第 4 号様式

水防用備蓄資材使用報告書

作成者氏名

品 名	使用数量	使用箇所	使用年月日	使用の状況（工法）	残高摘要

Ⅲ 水防管理団体整備水防器具資材

- 1 指定水防管理団体においては、おおむね次のとおり器具資材を準備しておくものとし、特に停電時の情報聴取のため携帯用ラジオ及び電池を準備しておくものとする。

備蓄資器材標準数量

品 名	単位	数量	品 名	単位	数量
かます 吠 (ビニール土のう等)	枚	2,000	唐鋤	丁	10
筵	枚	200	掛矢	丁	10
縄	本	100	竹	束	50
杉丸太末口 3 寸～3 間	本	20	粗朶	束	200
〃 3 寸～2.5 間	本	50	スコップ	丁	30
〃 3 寸～2 間	本	100	蛸槌	丁	10
〃 3 寸～1 間	本	200	ペンチ	個	8
鎌	丁	10	ハンマー	丁	8
鋸	丁	15	針金	kg	50
斧	丁	8	照明器具	個	5

- 2 その他の水防管理団体は、おおむね次のとおり水防器具資材を準備しておくものとする。

備蓄資器材標準数量

品名	単位	数量	品名	単位	数量	品名	単位	数量
かます 吠 (ビニール土のう等)	枚	1,000	竹	束	30	掛矢	丁	8
筵	枚	100	粗朶	束	100	蛸槌	丁	5
縄	本	60	スコップ	丁	20	ペンチ	個	4
杉丸太末口 3 寸～3 間	本	10	鎌	丁	5	ハンマー	丁	5
〃 3 寸～2.5 間	本	30	鋸	丁	10	針金	kg	30
〃 3 寸～2 間	本	60	斧	丁	5	照明器具	個	3
〃 3 寸～1 間	本	100	唐鋤	丁	5			

- 3 水防管理者は、水防器具資材確保のため水防区域住民の手持器具資材をあらかじめ調査して、緊急の場合の補給策を講じておくこと。

Ⅳ 地域振興局建設部等の水防器具、資材整備上の任務

地域振興局建設部長等は、管内の水防管理団体及び一般の水防器具資材の備蓄状況を常に把握し、水防を要する区域の実態を掌握して、水防業務の遂行上十分な対策をたてておかなければならない。

管内水防倉庫設置箇所及び主要器具資材の在庫数量は、別表12のとおりである。

各地域振興局建設部の水防器具及び備蓄資材の数量は、別表13のとおりである。

第 19 章 水防標識・信号及び身分証票

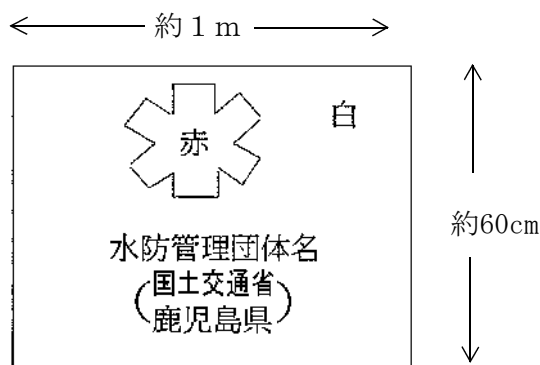
I 水防標識

水防法第18条の規定による優先通行者の標識は、次のとおりである。

(昭和24年 9 月 7 日鹿児島県告示第296号)

(昭和31年 5 月28日鹿児島県告示第431号改正)

標 旗



II 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、次のとおりである。

(昭和24年10月17日鹿児島県規則第85号)

- 1 第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの
- 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべき事を知らせるもの
- 5 地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は上記に準じて取り扱う。

区分及び信号

区分\方法	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第一信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第二信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第三信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止
第四信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止
	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。	

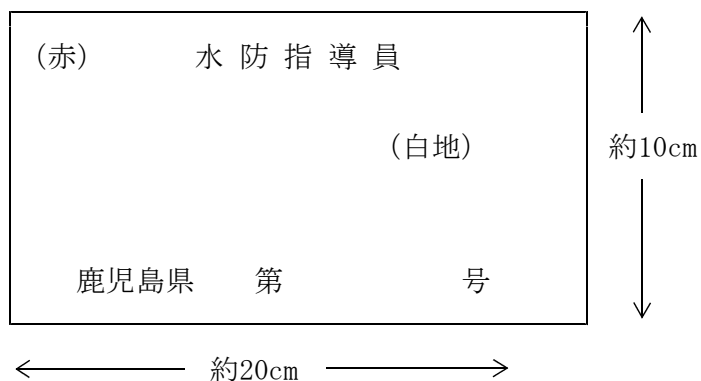
Ⅲ 身分証書

水防法第49条第2項の規定に基づく鹿児島県水防職員の身分証票は、次のとおりである。

第 号 水 防 職 員 之 証 所 属 職 名 氏 名 年月日 年 月 日 鹿児島県	心 得 1. 本証は水防法第49条第2項による立入証である。 2. 記名以外の者の使用を禁ず。 3. 本証の身分を失ったときは直ちに本証を返納すること。 4. 本証の身分に異動があったときは速かに訂正をうけること。
---	--

Ⅳ 水防指導員章

指導のため現地に赴く鹿児島県職員は、次の腕章をつけるものとする。



第 20 章 水 防 訓 練

I 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について平素から水防団、消防機関及び水防協力団体の訓練を実施しておくことが必要である。

- 1 観測
- 2 通信
- 3 動員
- 4 輸送
- 5 工法
- 6 水門等の操作
- 7 避難，誘導，救護

II 実施時期

- 1 指定水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に行うものとする。
- 2 非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて行うよう努めるものとする。
- 3 地域振興局建設部等は、本部の指示する時期に行うこと。

III 水防管理団体が実施する水防訓練については、あらかじめ所轄地域振興局建設部長等に通知するものとし、実施後において結果を本部長に報告するものとする。

